

東明山童学寺における近世住職の修学と伝授

——中興一世湛霊から七世黙雅を中心に——

原 卓 志

(キーワード…東明山童学寺、住職、修学活動、伝授活動)

はじめに

寛政四(一七九二)年に編纂が始まり、文化十二(一八一五)年に成立した阿波の地誌『阿波志』には、徳島県名西郡石井町に立地する真言宗善通寺派の古刹である東明山大谷院童学寺を、次のように紹介する。^(注1)

童学寺 在城内村山地里。俗伝釈空海学書于此。今隸武蔵霊運寺。有池、景色可観。昔、松賀宗本・源吉信等重造。梁銘存。

近世の童学寺は、後に鳴門に正興庵を開く寂如や、正興庵九世住職をも兼ねた黙雅などの学僧が住職を勤めた学問寺の一つである。地域の真言宗僧にとって、真言宗における各法流の継承や、法流ごとの教えや作法等を記した聖教書写といった修学において、童学寺は重要な位置を占める寺院であったと考えられる。

しかし、童学寺に止住した僧侶の具体的な修学実態や伝法灌頂開壇などの伝授実態については、その多くが不明であり、所蔵される諸文献についての詳細な調査と分析が俟たれるところであった。幸に、令和三年夏、四国大学文学部の須藤茂樹教授のご紹介と、童学寺現住職塩田龍澄師のご厚遇を得て、童学寺所蔵の聖教をはじめとする、典籍・文書・書画についての悉皆調査に着手することができた。

本稿では、童学寺所蔵文献悉皆調査の中間報告として、これまでに調査を終えた第1函～第27函に収められた聖教類を中心に、童学寺中興一世の湛霊から七世

の黙雅までの住職を取り上げて、その修学・伝授活動の様子を概観する。また、巻末には三世印光から七世黙雅までの伝授実態を知るうえで貴重な灌頂記録である『灌頂受者(名簿)』(14函3)、『伝法灌頂開壇日記』(14函8)、『伝法灌頂開壇』(14函9)、『誓状』(14函13)を翻刻する。

なお、童学寺代々の住職の墓石や『過去帳』(5函11)によって、童学寺中興一世から十世の住職と遷化の時期を掲げる。

一世	湛霊要津	元文二(一七三七)年九月廿三日戌刻遷化
二世	寂如	寛保元(一七四一)年三月廿一日遷化
三世	印光覚成房	寛保二(一七四二)年六月廿四日遷化
四世	俊省	寛政十一(一七九九)年八月朔日遷化
五世	法龍	寛政元(一七八九)年五月九日遷化
六世	等観(もと俊雅)	天保七(一八三六)年二月十八日遷化
七世	黙雅靈巖房	天保六(一八三五)年七月廿四日遷化
八世	素光(良観房カ)	
九世	慈定(智観房カ)	
十世	智秀(鉄巖房カ)	明治七(一八七四)年二月六日遷化

一 中興一世湛靈・二世寂如

童学寺所藏の『過去帳』（5函11）には、中興一世の湛靈要津について、次のように記録される。遷化の年齢から万治三（一六六〇）年生まれであることがわかる。

元文二^丁年九月戊刻
 生年七十八夏四十八

また、境内に建立された江戸昌平饗の安積信の手になる『東明山童学寺之碑』（安政五（一八五八）年十二月）には、童学寺の草創から中興について、次のように記述される。

○阿州名西郡城内村、有^レ山曰^三東明、有^レ寺曰^三童学、峯巒秀麗、巖壑清邃、嘉樹美箭、森蔚映帶、洵靈境也、在昔弘法大師、幼冲遊而樂^レ之、結廬以棲止、梵修之余、娛心翰墨、憂^レ無^レ水、把^レ筆管^三刺^レ巖、清泉忽空涌、今巖際加持水是也、大師汲以供^三硯泓、遂筆札妙^三天下、後手刻^三佛像三座、建^レ堂眞焉、今正殿所^三奉祀^三是也、又於^三山下^三建^三精舍^三以為^三密宗道場^三、扁曰^三童学寺^三、正和中津茂氏、松賀氏、修^三葺^三之、明德中有^三実照法師^三者、其弟子与^三諸檀越^三相謀、大加^三营造^三、巍然為^三一大刹^三、永正中脩理益宏敞、一切殿閣齊寮子院厨庫鞏革輪奐、相輝^三映於^三鬻光水色之間^三、為^三一郡之冠^三、其後天下大乱、長曾我部氏、狼^三噬^三四国^三、破^三壞^三仏刹^三、茲寺亦為^三其所^三焚毀^三、遂廢為^三寒烟涼草颺鴟嘯嚇^三之区^三、僅結^三草庵^三、以存^三旧蹟^三耳、

○享保中積湛靈請^三于官^三募^三檀施^三、遷^三寺於^三今地^三而營^三建^三之、

右には、弘法大師空海が幼少の頃、この寺にて仏道修行し、翰墨を学んだことが伝えられる。「童学寺」の寺号は、これにちなんだものである。明徳年間（一三九〇〜一三九四）に、実照法師が弟子や諸檀越とともに伽藍を造営し、永正年間（一五〇四〜一五二〇）には、一大伽藍を誇っていた。しかし、長曾我部氏の侵攻による兵火にかかって焼け落ち、わずかに草庵を結ぶ程度となってしまう。荒れ果てた童学寺を現在の地に遷し、中興したのが湛靈であり、その事業は享保年中（一七一六〜一七三五）に行われたとある。

童学寺には、湛靈の書写した『明徳五年東寺灌頂記』（21函10）が残されており、

り、その奥書には次のようである。

明徳五年四月下旬之比連^{草本云}記之今度^{草本云}法会可令奉行之由被仰下之間任御流之旧記道場料理等致沙汰^{草本云}雖一事今度之儀无失錯歟尤本望仍為備廢忘秘密事等引載^{草本云}旧記注記之了不可及荒涼之披^{草本云}見者也^{草本云}權律師堅

于時明曆三^丁西大呂中旬申出師主權僧正宗弘御^{本云}本使惠元瞻写之尤可備正本者也^{本云}惠覚^{四十五}

于時元禄十四年仲冬下旬以般若窟正本書写^{本云}之了^{本云}

于時宝永三^丙辰孟春上旬書写^{本云}之了^{本云}阿州名西郡城、内邑東明山童学寺^{注四十七}要津^{注四十七}

ここに「阿州名西郡城、内邑東明山童学寺 要津^{四十七}」と署名していることからすると、宝永三（一七〇六）年一月には童学寺を預かる任職となっていたことがわかる。この奥書からすれば、童学寺中興の事業は『東明山童学寺之碑』に記された享保年間より十年ほど早く、宝永年間には実施されていたのかもしれない。なお湛靈は、童学寺を中興するにあたって自身の手足となって粉骨碎身、全面的な助力を惜しまなかった四人の僧侶について、享保十九（一七三四）年に『東明山中興碑之銘』を草し、その功勞を顕彰している。^{注三}このような文章を草していることから、湛靈の誠実な性格の一面がうかがえる。

覚本・智禪・南谷・円山、是四人者也、従事我如手如足、久堪苦事矣。或時食蔬粉骨以埋谷、或時私雪以棹筏、不日苟有愁窮厭難之意、度民因茲来助如子而、建立之事、方能成遂也。将今恐此功之永沈没、以懸諸日月之不朽而已。

時享保十九甲寅八月日 童学寺中興比丘要津記

湛靈の修学を伝える文献は少なく、湛靈の書写が明らかな文献は、先に掲げた『明徳五年東寺灌頂記』（21函10）を見出したにすぎず、「要津」「湛靈要津」の墨書から所持本であると見られる『受戒法義』（29函1）や、「湛靈」の朱印（陰刻方印）を有することから湛靈所持の本であったと考えられる『太政官符』（24函55）、天和三（一六八三）年板『菩薩戒本箋要全』（29函10）が見られる程度である。^{注五}今後、悉皆調査を進めていく中で、湛靈書写本の発見が俟たれる。

二世の寂如は、享保三（一七一八）年十二月から同十（一七二五）年三月まで童学寺の住職を勤めたのち、鳴門に正興庵を開き転住する。寂如の書写した聖教等は、現在の正興寺に大量に伝存されるが、童学寺に蔵されるものは少ないようである。これまでに見出した聖教は、寂如が淡路島東神代の延命寺住職であった元禄四（一六九一）年に、同寺で書写した『四度口決中野院』一帖を見出したにすぎない。また、享保十三（一七二八）年に、寂如が印光に伝授した中院流の阿闍梨位印信一通が残されている。

なお、寂如の修学・伝授実態については、拙稿『正興庵歴代住職の安祥寺流相承と国伝山地蔵寺所蔵の血脉二種』に譲るとともに、現在継続されている正興寺所蔵文献の悉皆調査の成果に期待したい。

二 三世印光

三世の印光は字を覚成と称し、二世寂如の弟子であった。寂如の事績を記した『正興開基不可壊堂老和尚行業記』には、印光に関する以下のような記述があり、寂如の高弟であったことがわかる。そして、享保十（一七二五）年に童学寺住職を寂如より譲られたことが知られる。

○闍山浄侶、四来衲衆預焉者多矣。口授祥流秘策八遍、就中涵泳淵底者、如海印字聖山・義剛字聖門・印光字覚成・寂照字慧輪・浄光字法琳・光国等也。……依止進具戒者、如印光・頼琛・寂照・浄光・本然・弁覚等是也。

○享保三戊戌冬十二月道俗敦請傳移阿波州童学寺。住持教導八歴、熅涼真俗両事興隆尤多。至享保十乙巳年、辞寺事、乃以上足覚成大徳名印光為替補。

また、『灌頂授法曆名』（注9）には、年代未詳ではあるが、寂如が舎心山太龍寺にて開いた経軌伝授の受者として印光の名が記載されているほか、正徳元（一七一）年十月九日から十一月二十八日にかけて、寂如が淡路の瑞祥院で開いた経軌伝授の受者としても名が記載されている。

○如公於舎心山太滝寺（トキ）四タビ伝経軌受者

印光 寂如公資

○如公於淡州瑞祥院五授経軌始正徳元年十月九日終于十一月廿八受者

印光 童学寺

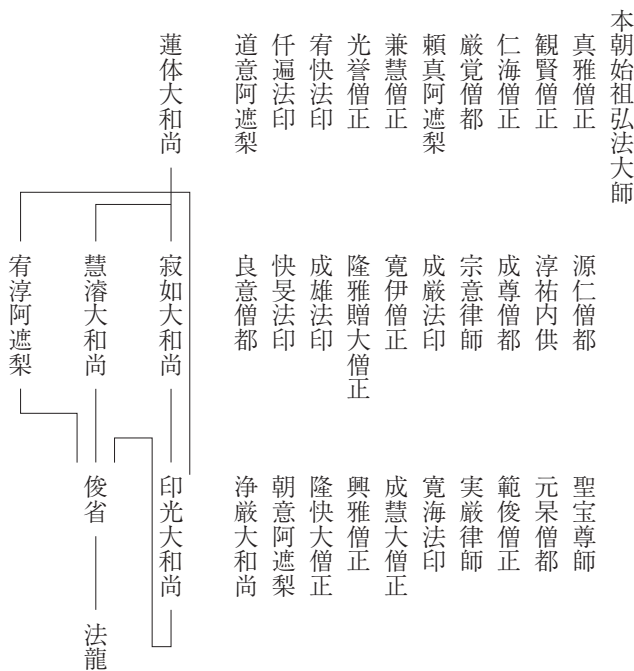
右の記載では、すでに正徳元年に童学寺所属僧となつている点が不審であるが、早くから寂如の薫陶を受けていたことが理解できる。また、童学寺所蔵の『好相修行』（14函16）の奥書には次のようにあり、印光二十七歳の享保九（一七二四）年、童学寺で、要津比丘・寂如比丘・天麟比丘を証師として具足戒を受けたことが知られる。

享保九年臘八於阿州名西郡／城之内村東明山童学寺受／具足戒 印光印輝

証師 要津比丘 寂如比丘
天麟比丘

なお、この時の年齢から、印光の生年は元禄十一（一六九八）年であることがわかる。また、童学寺住職の任に就いた享保十年は二十八歳、そして、遷化の寛保二（一七四二）年六月は、まだ四十五歳の若さであったことが理解される。

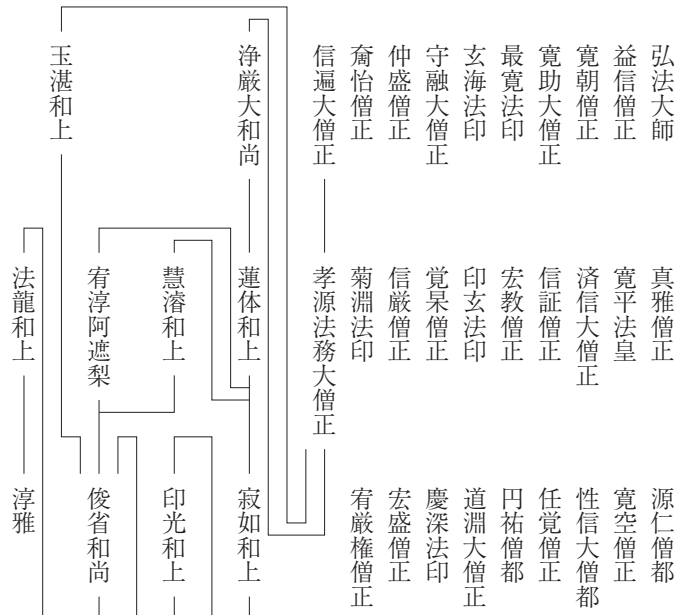
印光の伝受した法流については、先に引用した『正興開基不可壊堂老和尚行業記』から、安祥寺流（新安流）を寂如から受けたことが知られるが、さらに童学寺蔵『過去帳』（5函1・5函11）には、次のような血脉が付載される。



右は、安祥寺流の血脉である。この血脉によれば、新安流を寂如から受けたほか、蓮体からも受けていることが分かる。

また、同じく『過去帳』（5函1・5函11）に付された「広沢西院血脉」には、次のようにあり、西院流（円祐方）についても寂如から相承したことが知られる。

「広澤／西院／血脉」（朱）



これらのほか、享保十三（一七二七）年には、同じく寂如から中院流を伝授されている^{（注1）}。また、『許可^{（注2）}』（14函42）（3）「伝法灌頂相承血脉」には、大日如来・金剛薩埵より道教僧都・親快法印・親玄大僧正・覚雄僧正・道快大僧正・快玄・義快を経て満濟法印・独宝律師・寂如和尚・印光和尚・俊省和尚・法龍苾芻・宥章法印・苾芻黙雅・惠閔大律師・百光和尙・慈定和尚・智秀律師に至る、地藏院流覚雄方の血脉が記載されており、寂如から地藏院流覚雄方を伝授されていたことも知られる。

童学寺所蔵の『灌頂受者（名簿）』（14函3）は、享保十二（一七二六）年九月

に開壇された伝法灌頂から宝暦十三（一七六三）年三月の菩薩戒の授戒までの受者名が記録されている。そのうち、元文四（一七三九）年三月一日開壇の伝法灌頂記録の末に「已上印光比丘」と記されていることから、享保十二年から元文四年三月までの伝法灌頂については、印光が大阿闍梨として開壇したものであることが理解される。ここに記録された印光開壇の伝法灌頂においては、安祥寺流のほかに、三宝院流憲深方・意教方・山本方・実賢方の灌頂が施されていることから、印光が三宝院流各方をも伝授していたことが知られる。

以上のように、印光は、新安流・三宝院流各方・西院流・中院流を相承していたことが知られるが、寂如から受けた中院流の印信をのぞいて、新安流・三宝院流各方・西院流の伝受にかかわる印信や聖教奥書の類は、今のところ見出せないままであり、伝受の時期や場所などについては未詳とせざるをえない。

印光の修学面で、法流伝受以外で明らかになったこととして、享保十一（一七二六）年十月から十一月にかけて讃州丸亀に遊学し、大日経疏を伝授したことがあげられる。この時には、戒琬和尚所持の『七俱胝独部法』（27函1）、『石山胎蔵七集』（22函3）、『二四字』（16函9）を書写している^{（注3）}。

印光の伝授にかかわる活動については、先に触れた『灌頂受者（名簿）』（14函3）によってその一端を知ることができる。それによると、印光は以下のように伝法灌頂を開いている（受者の人数は、延べ人数である。また「安祥寺流」を「安」、「三宝院流」を「三」、「憲深方」を「憲」、「伝法灌頂」を「伝」、「受明灌頂」を「受明」等のように略記した。以下同じ）。

- 享保十二年九月二十一日（童学寺）
受者 安（伝）：四人 安（受明）：二人 安（許可）：一人
結縁灌頂：五〇〇余人
- 享保十三年十一月八日（美馬郡上野里弥天山西明寺）
受者 三憲（伝）：二人 三実（伝）：一人 重位：二人
安（許可）：四人 結縁灌頂：一二〇〇人余
- 享保十四年十月十七〜二十一日（名東郡上八万村無量山西願寺）
受者 安（受明）：八人 安（伝）：四人 三意（伝）：三人
三憲（伝）：一人 三意（重位）：三人
- 享保十五年四月十一日（童学寺）
受者 安（許可）：六人
- 享保十六年七月八日（美馬郡福大山大滝寺）

受者 安(許可) : 六人
 ○享保十六年十月六日(名西郡神領村大粟山神宮寺)

受者 三憲(伝) : 一人 三実(伝) : 一人 安(受明) : 三人
 結縁灌頂 : (未詳)

○享保二十一年三月七~十四日(童学寺)

受者 安(受明) : 一人 三憲(伝) : 六人 三意(伝) : 一人
 三実(伝) : 二人 三山(伝) : 二人 三実(重位) : 二人
 三(重位) : 四人 安(印可) : 六人
 結縁灌頂 : 一〇〇〇〇人余

○元文四年三月一~十日(開壇道場不明)

受者 三(重位) : 七人 安(受明) : 三人 安(許可) : 五人
 三憲(伝) : 四人 三実(伝) : 二人 三意(伝) : 一人
 三憲(重位) : 一人 三意(重位) : 一人 安(伝) : 五人

右のように、享保十二(一七二七)年から毎年のように童学寺や周辺諸寺院を道場として伝法灌頂を開壇し、安祥寺流・三宝院流を積極的に伝えていくことが分かる。なお、享保二十一(一七三六)年三月七日から童学寺で開壇された伝法灌頂では、後の正興庵五世となる淨遍普海に安祥寺流の印可を与えている。これまで普海は、安祥寺流を正興庵二世の義剛、四世の普觀より受けたことが知られていた。新たな知見として、童学寺三世の印光からの印可授与をこれに加えることができる。

さらに、元文四(一七三九)年七月には、小松島浦の国伝山地蔵寺にて『顕密二教論』の講伝を開いている。

三 四世俊省

四世の俊省は、書写本記載の年齢から、正徳五(一七一五)年生まれであり、寛政十一(一七九九)年八月一日に八十七歳で遷化したことが分かる。二世印光の遷化を受けて、童学寺の住職となるのは、俊省三十歳の寛保二(一七四二)年七月頃であったと推測される。また、童学寺住職を五世の法龍に譲る時期も明確にはしたがたいが、五十一歳の宝暦十三(一七六三)年三月以前であったと見られる。

前項でも引用した『過去帳』(5函1・5函11) 付載の血脉でも明らかかなよう

に、俊省は安祥寺流を童学寺三世印光のほか、慧濬、宥淳より受けている。また、西院流を印光、慧濬、宥淳、および玉湛から受けている。ただし、本血脉では伝受の時期を明らかにすることはできない。先項にも触れた『許可』(14函42(3))「伝法灌頂相承血脉」からは、地藏院流覚雄方を印光から受けていることがわかるが、やはりその時期は不明である。

俊省の修学活動を童学寺所蔵文献等の奥書から探ってみると、次のようになる。まず、童学寺住職就任以前の享保十八(一七三三)年八月に慧濬から讚州の慧光寺にて中院流を伝受する。童学寺住職就任後の延享元(一七四四)年十月から翌年にかけて、慧濬の書写本をもとに『六字口傳』(21函30(18))、『観音供』(21函28(10))、『後七』(21函28(18))といった安祥寺流の聖教を書写している。さらに延享三(一七四六)年十月・十一月には、讚州丸亀や多度津に向き、『安祥寺諸尊法傳受記』(無尽山地蔵寺10函10)、『安祥寺諸尊牒丁伝受目録』(無尽山地蔵寺10函11)という安祥寺流の聖教を書写する。その一方で、延享三年七月から寛延三(一七五〇)年四月にかけて、『薄初重聞書』(13函7)、『真言師土臺』(7函69(39))、『三寶院聖教目録』(16函97)のような三寶院流の聖教を書写している。そしてその後も、中院流・安祥寺流・三寶院流聖教の精力的な書写活動を行っている。

法龍に童学寺住職を譲った後にも、聖教の書写活動は続く。天明四(一七八四)年には、七十二歳という高齢にもかかわらず、日向の延岡まで足を伸ばしていた様子であり、延岡の善龍寺淨菩提院にて『大威徳』(7函71(45))、『同壇教授作法』(16函53(8))、『神分』(11函1(5))といった聖教を書写している。寛政六(一七九四)年には、美馬郡州津村の箸蔵寺に隠居しつつ『中院流快全記』(4函23(14))、『中院流大事口傳 衍遍記』(4函23(18))、『中院相伝』(永遍記(4函23(17))とといった中院流の聖教を書写している。その後、寛政八(一七九六)年、俊省八十四歳の六月二日に、童学寺七世の黙雅の求めに応じて書写した『龍興三蔵伝』(24函40)を最後に、俊省書写の文献は見られなくなる。

先に取り上げた『灌頂受者(名簿)』(14函3)に記録された伝法灌頂・授戒記録のうち、俊省住職年代と重なる延享元(一七四四)年から宝暦十三(一七六三)年の記録は、俊省が大阿闍梨として開壇したものであると判断できる。『灌頂受者(名簿)』の記録から、俊省の伝授活動についてまとめると、次のようになる。

○延享元年三月十六~二十二日(開壇道場不明)

受者 三憲 : 二人 受明(胎) : 一人 受明(金) : 四人

安(伝)：二人 安(許可)：四人 願行意教：一人
 天長重位：一人 結縁灌頂：(未詳)
 菩薩戒：二十八人

○延享四年一月二十五～二十八日〈開壇道場不明〉

受者 三憲：四人 安(伝)：二人 安(許可)：二人

受明(胎)：八人 受明(金)：一二人

○延享五年一月十八日〈開壇道場不明〉

受者 菩薩戒：一〇人

○延享五年三月二十一～廿五日〈開壇道場不明〉

受者 三(伝重位)：一人 三(伝)：四人 安(伝)：一人

受明(金)：三人 受明(胎)：四人 菩薩戒：三十六人

○延享五年四月〈開壇道場不明〉

受者 菩薩戒：一〇人

○寛延二年二月十六日〈三好郡東井川辻邑阿弥陀堂〉

受者 菩薩戒：三九人

○寛延二年八月十六日〈開壇道場不明〉

受者 菩薩戒：一三人

○寛延二年八月二十一日〈開壇道場不明〉

受者 八葉観自在等：四人

○寛延二年八月二十二日〈開壇道場不明〉

受者 三(伝)：四人 金薩：一人

○寛延二年八月二十四日〈開壇道場不明〉

受者 阿弥陀等：三人

○宝曆十三年三月十二日〈童学寺〉

受者 菩薩戒：二〇人

○(宝曆十三年)三月一日〈昼間村〉

受者 臨終大事：四人

これによると、童学寺住職着任早々の延享元(一七四四)年三月には、伝法灌頂を開壇し、安祥寺流、三宝院流(憲深方・意教方)での灌頂を行っている。延享五(一七四八)年からは、主に菩薩戒の授戒を中心に活動している。

この記録以外にも、宝曆十二(一七六二)年閏四月二十一日から五月一日にかけて、法龍に三宝院憲深方を伝授する^{〔註2〕}。さらに、次に掲げる宝曆十三(一七六三)

年六月十八日書写の『厚双紙』(16函11(2))の奥書から、この時期に備中笠岡の光明山にて三宝院流を伝授したことが理解される。

〈奥書〉(前略)

宝曆癸未夏六月十八日於備中笠岡光明山三流伝授之／砌使小資宝田
 書写畢 苾芻俊省^{五十五}

なお、俊省が法龍に童学寺住職を譲った後には、教授活動を示す文献は見られなくなる。ただし、日向延岡の善龍寺浄菩提院まで赴いたのは、浄菩提院からの伝授の要請に応えたのではないかと推測され、住職引退後の動向については、なお検討する必要がある。

四 五世法龍

法龍書写本の年齢記載から、法龍の生まれは享保五(一七二〇)年で、寛政元(一七八九)年五月九日に七十歳で遷化したことが知られる。法龍の童学寺住職就任時期について明確なことは分からないが、おそらく宝曆十三(一七六三)年三月以前であると推測できる^{〔註26〕}。

宝曆二(一七五二)年に書写した『初夜作法 後夜作法』(19函123)の奥書には次のようにあり、三十三歳の法龍が高野山に遊学していたことが理解される^{〔註27〕}。

〈奥書〉元禄四^{辛未}年八月上旬／前左学頭栄鏡之

宝曆二申年十月十六日於高野山真別処／円通律寺而以右本書写焉
 法龍

法龍の相承した法流のうち、安祥寺流と西院流については、第二項に引用した『過去帳』(5函1・5函11)付載の血脉の記載から、童学寺四世の俊省より伝受したことが分かる。このほかに、宝曆十二(一七六二)年四月から五月にかけて、同じく俊省から三宝院流憲深方を伝受する^{〔註28〕}。その後、宝曆十三(一七六三)年には、俊省書写本をもとに『胎蔵界念誦次第』(7函56)、『金剛界念誦次第』(5函8)を書写し、明和三(一七六六)年五月には俊省書写本から『靈水丁』(13函21)を、七月には『開眼略作法』(16函61(1))などを書写している^{〔註29〕}。また、明和七(一七七〇)年書写の『秘鈔口決 上下』(13函23)、明和八(一七七二)

年書写の『最深秘鈔』(13函22)といった三宝院流聖教の書写本も残されている。
 正興寺所蔵『灌頂授法曆名』には次のようにあり、法龍(注2)五十七歳の安永五(一七七六)年に、正興庵五世の浄遍普海より中院流で伝法灌頂を受け、翌年には同じく普海から中院流の秘策を受けたことが知られる。

○(安永)五年丙申秋九月海公初修灌頂受者十三人

廿八中一 法龍

○(安永)六年秋七月海公授中流秘策于六人(五カ)

法龍

それ以降も、聖教の書写活動を続け、天明元(一七八一)年に阿州名西郡神領村太栗山神宮寺住侶であった諦如の書写本をもとに書写した『伝法灌頂後夜作法(附圖)』(8函15)、『伝法灌頂初夜作法(金)』(8函14)、『伝法灌頂三昧耶戒式』(8函17)の三巻をはじめとする多くの聖教を残している。なお、『許可(註)』(14函42(3))「傳法灌頂相承血脉」によると、地藏院流覚雄方を俊省から受けていることが知られるが、その時期は不明である。

法龍の法流伝授活動については、『伝法灌頂開壇日記』(14函8)が残されており、その様子を観察することができる。以下には開壇の年時と受者の人数等をまとめて掲げる。

○宝暦十三年三月四〜十三日〈開壇道場不明〉

受者 三実：二人 三憲：五人 地藏院覚：一人 三意：三人

三：一人 安(伝)：二人 受明：四人

結縁灌頂：凡一四〇〇人

○明和二年三月九〜十三日〈開壇道場不明〉

受者 三憲：三人 中心：一人 阿遮梨位：三人 受明：五人

結縁灌頂：(未詳)

○明和三年三月十三〜十五日〈開壇道場不明〉

受者 中心：一人 三意：一人 三憲：一人

○明和六年三月十八・二十・二十一日〈開壇道場不明〉

受者 三憲：六人 地藏院覚：一人 結縁灌頂：一〇〇人余

○明和七年三月十三日〈開壇道場不明〉

受者 三意：三人 三憲：一人 持明：一人 阿遮梨位：一人

○安永二年閏三月七日〈開壇道場不明〉

受者 三実：一人 三意：二人

○安永二年十月十四日〈美馬郡郡里村宝壺山願勝寺〉

受者 安(伝) 阿遮梨位：五人

結縁灌頂(十月五〜十二日)：凡一六〇〇人余

○安永四年三月一日より一七日間〈左右地村黒岸山善長寺〉

受者 結縁灌頂：凡二五〇〇人余

○安永四年三月十七日〈童学寺〉

受者 三覚：一人 中心：一人 三意：一人 受明：一人

結縁灌頂(三月十九〜二十一日)：凡五〇〇人余

○安永四年十月十六〜十八日〈美馬郡郡里村宝壺山願勝寺〉

受者 結縁灌頂：四五〇人

○(安永四年)十月十九日〈美馬郡郡里村宝壺山願勝寺〉

受者 三憲：四人

○安永六年三月二十・二十一日〈童学寺〉

受者 三憲：四人 受明：一〇人

三意：一人

○安永七年三月十八〜十九日〈童学寺〉

受者 三憲：五人 許可：一人 受明：三人

結縁灌頂(三月二十・二十一日)：凡二四五人

○安永八年三月十八・十九日〈童学寺〉

受者 許可：三人 受明：三人 三憲：五人

○安永九年三月十七日〈童学寺〉

受者 三憲：一人 受明：二人

○安永十年三月二十九・三十日〈童学寺〉

受者 三：一人 三憲：一人 三実：三人 許可：二人 受明：一人

中心：一人

○天明二年三月十七日〈童学寺〉

受者 安：一人 三憲：一人

結縁灌頂(三月十九〜二十三日)：(未詳)

○天明三年三月十六・十七日〈童学寺〉

受者 三憲：二人 中：一人 許可：三人 受明：九人

印信ナシ：一人

○天明四年二月二日〈開壇道場不明〉

受者 三憲：六人 受明：一人

○天明四年〈開壇道場不明〉

受者 安：三人

○天明五年三月十七・十八日〈開壇道場不明〉

受者 三実：二人 三意：四人 三憲：一人 安：一人 持明：五人

○天明五年十月二十七日〈童学寺〉

受者 三憲：二人 中：二人

○天明五年九月二十九日〜十月一日〈石井村地福寺〉

受者 結縁灌頂：凡三〇〇人

○天明六年三月七日〈上山天神山明王寺〉

受者 三憲：四人

結縁灌頂（三月八〜十日）：一〇〇〇人余

○天明八年三月十七・十八日〈童学寺〉

受者 三憲：三人 許可：六人 持明：二人 受明：一人

結縁灌頂（三月十九〜二十一日）：八〇〇人余

『伝法灌頂開壇日記』（14函8）の前表紙の外題「伝法灌頂開壇日記」右に「東明山童学寺法龍世代」と墨書されることから、ここに記された伝法灌頂記録の内、宝暦十三（一七六三）年三月四日の灌頂から天明八（一七八八）年三月の灌頂までは、法龍が大阿闍梨として開壇したものであると考えられる。

さらに『伝法灌頂開壇日記』の末尾部分には、明和四（一七六七）年から天明四（一七八四）年までに開かれた、四度にわたる三宝院憲深方の一流伝授記録が収載されている。これらの一流伝授も、その開催年時が、法龍住職時代と合致していることから、法龍による伝授であったと考えられる。

童学寺所蔵の『許可』（14函52）、『傳法』（14函56（1・2））、『阿闍梨位』（14函57）という四通の印信は、次のような奥書を有しており、明和二年三月十日に法龍から宥に授与されたものであることが分かるが、「宥」の下の文字が破られ、受者名が判然としない。

○『許可』（14函52）

〈奥書〉明和二乙酉年三月十日 授与宥一

伝灯大阿遮梨法龍

○『傳法』（14函56（1・2））

（1）〈奥書〉明和二年三月十日 授与宥「□」〔破道〕

伝灯大阿遮梨苾芻法龍

（2）〈奥書〉明和二乙酉年三月十日 授与宥「□」〔破道〕

伝灯大阿闍梨法龍

○『阿闍梨位』（14函57）

〈奥書〉明和二乙酉三月十日於東明山童学寺宥□授之

伝授阿闍梨苾芻法龍

明和二年三月十日開壇の伝法灌頂記録は『伝法灌頂開壇日記』（14函8）に次のように記載されており、印信では破られて判然としない受者について、それが宥眺観堂房であったことが分かる。

伝法灌頂開壇（明和二乙酉三月九日日曜星宿）

中院流（心——三月十日月曜張宿）

宥眺観堂房〔岩延村本光寺／弟子「寂」〔采〕〕

また、童学寺所蔵『許可』（14函41）、『許可』（14函42（1・2・3・4））は、天明二（一七八二）年三月十七日に法龍から宥章に授与された印信であり、次のような奥書を有している。

○『許可』（14函41）

〈奥書〉右於阿州名西郡東明山童学寺道場

授与三部大日許可印畢

天明二歲壬寅三月十七日月心授宥章了

伝授大阿闍梨苾芻法龍（花押）

○『許可』（14函42（1・2））

（1）〈奥書〉右於阿州名西郡東明山童学寺

道場授兩部灌頂畢

天明二年壬寅三月十七日月心授宥章了

伝授阿闍梨法龍（花押）

（1）〈奥書〉天明二年壬寅三月十七日月心授宥章了

伝授大阿闍梨耶苾芻法龍

それぞれの包紙に『許可^{註31}』とあることから、地藏院流の印信であることが分かる。また、『許可^{註31}』(14函42(3))の「伝法灌頂相承血脉」には、寂如和尚・印光和尚・俊省和尚・法龍必芻・宥章法印・苾芻黙雅・惠閔大律師・百光和尚・慈定和尚・智秀律師に至る地藏院流覚雄方の血脉が記されている。なお、この血脉によって、法龍は地藏院流覚雄方を俊省から相承したことが知られる。

さて、右のように、童学寺に残された印信を見る限り、天明二(一七八二)年三月十七日に法龍から宥章に伝授された法流は、地藏院流覚雄方であると理解される。しかし、『伝法灌頂開壇日記』(14函8)には次のように記録されており、宥章は法龍から安祥寺流の伝法灌頂を受けたことになっている。

伝法灌頂開壇〔天明二壬寅三月十七日心宿月曜／当山道場〕

安流 龍賢房宥章〔南方木岐浦／延命寺弟子〕

このように、伝存する印信と『伝法灌頂開壇日記』との間に不整合が存する例が見られる。また、このような例のほか、童学寺所蔵『伝法灌頂先相等註記文^{註32}』(14函51)には、次の奥書があり、天明五(一七八五)年三月三十日に、淳雅が法龍から三宝山流憲深方で灌頂を受けたことを示しているが、『伝法灌頂開壇日記』には、このような伝授についての記録がない。

〔奥書〕天明五乙巳年三月晦日

授与淳雅

伝授大阿遮梨法龍

『伝法灌頂開壇日記』は、法龍の伝授実態に関して、貴重な知見を与えてくれる文献ではあるが、なお詳細な伝授実態を明らかにするためには、伝存する印信等を用いた精査が必要である。

五 六世等観

童学寺六世の等観については、自らの署名に付した年齢から、明和五(一七六八)年に生まれ、天保七(一八三六)年二月十八日に六十九歳で遷化したことが知られる。また、古くは俊雅と称していたことも知られる。^{註33}等観二十二歳の寛政元(一七八九)年五月九日の五世法龍の遷化を受け、この頃に童学寺住職の任に

就いたと考えられる。その後、文化七(一八一〇)年秋に大坊への転住を命じられ、黙雅に住職を譲る。^{註34}なお、等観が住職となつて行ったこととして、元来童学寺に伝えられていた三宝山流の聖教を買い戻したことがあげられる。^{註35}

等観の修学に関しては、『伝法灌頂開壇日記』(14函8)によって、まず十六歳の天明三(一七八三)年三月十六・十七日に、法龍から受明灌頂を受け、十八歳の天明五(一七八五)年三月十八日に安祥寺流の伝法灌頂を受けていることが分かる。

○伝法灌頂開壇〔天明三癸卯三月十六日房宿木曜／当山道場〕

同三月十七日

受明〔十六日台旦大日／十七日介波羅六〕

等観玄瑞房〔法龍弟子〕

○伝法灌頂開壇〔天明五乙巳三月十七日氏宿／月曜〕

同三月十八日

安 玄瑞房等観〔法龍弟子〕

文化元(一八〇四)年九月には、中院流の聖教である『中院流快全記』(4函23(23))、『中院灌頂式聞書』(4函45)を写写している。また、文化四(一八〇七)年十一月には、報恩院流の『十八道口訣^{本末}』(7函70(1・2・4))を写写し、文化五(一八〇八)年七月にも、報恩院流の『当流四度加行条々』(7函70(5))を写写している。中院流、報恩院流を誰から伝受したのかは不明であるが、おそらく師匠の法龍から伝受したのではないかと思われる。

等観の教授活動についても『伝法灌頂開壇日記』(14函8)に収載される等観住職時代の伝法灌頂記録からその一端をうかがうことができる。開壇の年時と受者の法流をまとめて掲げると以下のようになる。

○寛政元年七月十七日〔開壇道場不明〕

受者 三憲…三人 許可…二人 持明…六人

○寛政二年〔開壇道場不明〕

受者 安(伝)…一人 許可…二人 受明…一人

○寛政四年二月〔開壇道場不明〕

受者 三憲…一人 受明…四人

○寛政六年三月四日〔開壇道場不明〕

受者 三憲：五人 許可：一人 受明：一人 安：二人
○寛政七年二月〈開壇道場不明〉

受者 三憲：一人 受明：五人
○寛政十年十月十八日〈開壇道場不明〉

受者 三憲：五人 三：一人
○寛政十一年十一月〈宝嚴寺〉

受者 三憲：六人 許可：一人 受明：一人
○寛政十二年三月四日〈開壇道場不明〉

受者 三憲：四人 許可：一人 受明：二人
○享和元年四月四日〈開壇道場不明〉

受者 三憲：四人
○享和二戌年九月二十八・二十九日〈開壇道場不明〉

受者 三憲：五人 安(伝)：一人 安(許可)：一人
安(受明)：四人
○享和三亥年十月十八日〈開壇道場不明〉

受者 安(伝)：一人 三憲：二人 三地：一人 安(受明)：四人
○文化二年三月八日〈開壇道場不明〉

受者 三憲：三人 三地：一人 安(許可)：一人 安(受明)：三人
○文化三寅十一月五・六日〈開壇道場不明〉

受者 三憲：七人 安(許可)：二人 受明：一人

また、この灌頂日記には記載されないが、等観(俊雅)が黙雅(靈巖)に授与した三宝院憲深方の寛政六(一七九四)年十月七日付け印信が残されている。さらに、黙雅が等観から中院流を伝授されたことを記録した文献もある。^(注28)

『伝法灌頂開壇日記』から等観の伝法灌頂などの伝授活動が三宝院憲深方、安祥寺流を中心に行われたことが見て取れるが、これ以外にも中院流を伝授するなどの活動があったようである。今後の資料探索によって、より詳細な伝授活動の実態が明らかになると期待される。

六 七世黙雅

童学寺七世の黙雅については、黙雅の伝記である『正興九世黙雅大和尚伝』を主たる資料として正興庵九世としての黙雅について別に述べたところである。こ

れと重複する部分があるが、ここでは童学寺七世としての黙雅について再度まとめてみたい。

文政七(一八二四)年に原与右衛門・太田章太郎に提出された宗判指出「申上ル覚」、ならびに同年十一月に、黒田安左衛門等に差出された隠居願「同(文政七)年冬十一月廿九日隠居願書指出、奉願口上覚」、および『正興九世黙雅大和尚伝』には次のように記述される。^(注29)

○宗判指出「申上ル覚」

正興庵者、小野随心院殿御門跡御法縁真言律宗ニ紛無御座候。拙僧儀者、当郡東中富村高橋作左衛門二男。拾二歳名東郡城之内村童学寺弟資相成、文化七年正月童学寺請持住居罷在候。然処去文政六未十一月、当庵伝住被仰付、住務罷在候。

○隠居願「同(文政七)年冬十一月廿九日隠居願書指出、奉願口上覚」

拙僧義、去十一月、童学寺当庵へ転住被仰付、兼務行罷在候。然、近年病身ニ而遠路歩行等難仕候ニ付、当庵並ニ真俗ニ諸道具等迄、先師祥瑞比丘弟資信敏比丘へ附属仕度奉存候。尤、当庵相承之諸聖教等一切伝受相濟、律儀綿密ニ相勤居申候。何卒、右信敏比丘ニ後住職被仰付、拙僧義者、童学寺へ帰住被仰付可被下奉願上候。

○『正興九世黙雅大和尚伝』

安永六丁酉年三月四日金曜齋宿火性之生。……十歳之冬、頻欣出家。父隨身而東明山拜偈等観和尚。和尚一視潜称法器。……十五歳寛政三辛亥年三月五日、撰栄宿日、拜和尚、剃髮改幼名、所授諱黙雅字靈巖。……後、就密乘大律師、拜聞梵網經・寄帰伝・十卷疏。随観善法印而、関俱舎・唯識、拜経歴和尚学両一乘。二十四歳寛政十二庚申年六月、受大戒於等観和尚、同冬沐伝法灌頂矣。亦中院流、及憲深方習和尚。二十五歳自正月、伝受安流於和尚、夜屢磨戒珠矣。二十六歳春、携錫於河内延命寺、懇拜心浄大和尚、伝受西院流、研究諸儀軌、兼習悉曇、再伝安流矣。二十八歳文化元年甲子年之冬、暨帰錫登高野山、祈菩提心於奥院廟前矣。十二月、帰錫之後者、本尊之暇惜寸隙、研磨伝授之法流矣。粵文化六己巳歳秋、憑公命、等観和尚転住大坊矣。則以童学寺、被附嘱黙雅和尚、歳三十三也。……天保六乙未年七月二十四日示微疾遷化。……伝法灌頂男僧五十一人、法流伝授四十七人等者拾予也。恐多所漏矣。

黙雅は、安永六（一七七七）年三月に板野郡東中富村の高橋作左衛門次男として誕生し、十五歳となった寛政三（一七九一）年三月に童学寺六世の等観のもとで剃髪する。剃髪した後、密乗による梵網經、南海寄帰内法伝、十卷疏の講義や、観善による俱舍論、唯識論の講義などを聴講し修学に励む。寛政十二（一八〇〇）年二十四歳で、童学寺の等観より大戒を受け、同年冬に伝法灌頂を受けている。また、中院流、三宝院流憲深方を等観から伝受したほか、翌年の正月から同じく等観より安祥寺流を伝受している。二十六歳の享和二（一八〇二）年には河内の延命寺を訪れ、心浄より西院流を伝授されるとともに、再び安祥寺流を受けている。二十八歳の文化元（一八〇四）年冬には高野山に遊学し、文化七（一八一〇）年正月、大坊に転住した等観に童学寺を付嘱される。黙雅三十四歳の時であった。文政六（一八二二）年十一月、正興庵八世の菩提華の遷化によって、四十七歳で正興庵の九世住職を兼ねるが、童学寺と正興庵との所在地が離れており、遠路の歩行に困難を訴え、文政七（一八二四）年に正興庵住職を慧閑に譲る。しかし、慧閑の遷化によって、文政十（一八二七）年四月から同年十月まで再び正興庵住職を兼ねることになる。正興庵を百光に付嘱した黙雅は、童学寺住職として、天保六（一八三五）年七月二十四日、五十九歳で遷化する。

このような記述に対して、等観の項で触れたように、等観から黙雅に授与された寛政六（一七九四）年十月七日付けの三宝院流憲深方の印信が残されている。^{註39} また、それに先立つ同年三月四日には、安祥寺流で等観から伝法灌頂を受けたことが記録されている。^{註40} これらのことから、『正興九世黙雅大和尚伝』の記述より早く、十八歳の寛政六年の内に等観から三宝院流憲深方、安祥寺流で伝法灌頂を受けていたことがわかる。さらに、寛政七（一七九五）年三月二十日付けの印信によって、淳雅からも三宝院流憲深方を伝受したことがわかる。^{註41}

中院流の伝受の時期については明らかにしたが、黙雅二十七歳の享和三（一八〇三）年間一月十三日には『中院流書籍目録等^{註42}』（19函76）を書写していることから、それ以前に等観から中院流を伝受したことが推測される。

なお、『正興九世黙雅大和尚伝』によれば、享和二（一八〇二）年に河内の延命寺を訪れ、心浄より西院流を伝授され、再び安祥寺流を受けたとされるが、このことを具体的に示す印信や聖教の類は今のところ見出せない。

黙雅は、童学寺住職就任以前の文化四（一八〇七）年に『伝法灌頂三昧耶戒式幸聞記』（16函84（1））、文化五（一八〇八）年に『伝法灌頂金剛界式幸聞記』（16函84（2））、文化六（一八〇九）年に『中院流十二通印信口決』（19函63）など、積極的に三宝院流、中院流の聖教を書写している。童学寺住職就任以降には、文

化八（一八一二）年の『西三寶大事^{註43}』（16函29）の書写に始まり、文政六（一八二二）年の『玄秘鈔聞書』（17函10（2））^①まで、三宝院流の聖教を中心に書写活動を展開している。なお、法龍の項に触れたように、『許可^{註44}』（14函42（3））「伝法灌頂相承血脉」によって、黙雅は有章から地藏院流覚雄方を伝受したことが知られる。また、文政十（一八二七）年十一月には、六十歳で清水寺快息より再び三宝院流憲深方を伝受する。^{註45}

文政十二（一八二九）年には、正興庵四世の普観が書写した聖教をもって『要秘鈔第一』（1函2（1））を書写し、その後も天保二（一八三一）年八月から九月にかけて、西院流の聖教である『縑細秘伝鈔^{註46}』（15函10）、『西院相統記』（15函11）、『禿丁伝^{註47}』（15函12）、『伝受集一』（13函3（1））を、同じく普観の書写本から書写している。また、天保二（一八三一）年九月に『西院流血脉鈔』（15函7）、『十八道口訣^{註48}』（15函13）を書写するなど、この時期には西院流聖教の書写に励んでいる。その後も天保四（一八三三）年には普観書写本から『胎藏界念誦次第^{註49}』（6函4（5））など石山流の聖教を書写するなど、遷化の直前まで書写活動を続けている。

正興庵四世の普観の書写本をもとにした書写は、黙雅が正興庵住職を勤めたことによって、正興庵との関係が深まり、正興庵が所蔵する聖教類の閲覧・書写が容易になったためではないかと考えられる。また、西院流に目を向けると、『過去帳』（5函1・5函11）に付された「広沢西院血脉」によって、すでに三世の印光から五世の法龍までの相承が明らかであった。ただし、それぞれが書写した西院流聖教については、これまで見出すことができなかった。これら西院流の聖教書写も正興庵との関係で捉えることができるかもしれない。

黙雅の伝授活動に目を向けると、早い時期の伝授として『許可^{註50}』（14函42（1））の奥書に添付された付箋によって、文政六（一八二二）年三月十八日の量弁に対する地藏院流覚雄方の伝授が知られる。^{註51} また、時期は不明ながら『許可^{註52}』（14函42（3））「伝法灌頂相承血脉」によって、慧閑に地藏院流覚雄方を伝授したことが分かる。さらに、童学寺所蔵『誓状』（14函13）によって、文政八（一八二五）年五月に安祥寺流の伝授が、文政十（一八二七）年七月には三宝院流憲深方の伝授が行われたことが確認できる。加えて、童学寺所蔵『伝法灌頂開壇』（14函9）から、文政十一（一八二八）年二月六・七日に黙雅が大阿闍梨として伝法灌頂を開壇したことが知られる。この時の受者は、三宝院流憲深方の伝法灌頂が二人、同じく憲深方の許可が二人、安祥寺流の受明灌頂が十三人、安祥寺流の許可が二人、中院流で一人であった。

国伝山地蔵寺所蔵の『安流正統血脉』(国伝山58箱10)によれば、黙雅は安祥寺流を慧閑(正興庵十世)、百光(正興庵十二世)、寛黙(国伝山十八代)に伝えられたことが知られる。ただこれまでは、血脉以外の具体的資料によってその相承を裏付けることができなかった。しかし、『誓状(14函13)』に記録された文政八(一八二五)年五月の安祥寺流受者十八人の中に「同(板野)郡高房邑円通寺 百光密蔵」と「同(勝浦)郡小松嶋浦葉師寺 寛黙智純」の名があることによって、黙雅から百光・寛黙への相承が裏付けられるとともに、その時期を明確にすることができる。

『正興九世黙雅和尚伝』に「伝法灌頂男僧五十一人、法流伝授四十七人等者拾予也。恐多所漏矣」とあるように、黙雅も三宝山流憲深方をはじめとする三宝山流諸方、安祥寺流の伝授活動を精力的に進めてきたことが理解される。

む す び

二年あまりに及ぶ童学寺所蔵文献悉皆調査によって見出した諸文献を主な資料として、代々の童学寺住職のうち、中興一世の湛霊から七世の黙雅を取り上げ、それぞれの修学と伝授活動について分析してきた。この度の分析によって、これまで不明であった童学寺住職の修学と伝授活動の一端を明らかにすることができた。

しかし、悉皆調査を完了していない段階での分析であるために、なお残された課題は多い。

まず、これまでの調査では、安祥寺流の聖教箱については未だ手つかずの状態であり、所蔵される聖教等の全体像を把握するには至っていないという問題がある。今後とも調査を続行し、安祥寺流聖教をも網羅した悉皆調査を完了させることが第一の課題となる。

次に、正興寺をはじめ、阿波徳島における童学寺周辺の諸寺院、阿波徳島以外の讃州・備中などの寺院、河内の延命寺や九華山地蔵寺、高野山等との僧侶間交流にも視野を広げて、修学と伝授の実態を明らかにする必要がある。関係諸寺院所蔵の文献についての悉皆調査を広く実施するとともに、寺院の文献調査を進めている研究グループとも連携をとり、互いに調査成果の共有を図ることで、近世における僧侶間交流の実態に迫っていききたい。

注

(1) 『阿波志 四』、徳島県立図書館デジタルライブラリ公開画像による。ただし、句読点等は引用者による。

(2) 境内に建立された『東明山童学寺之碑』を基に抜粋した。なお、判読の難しい部分と返点については、無尽山莊嚴院地蔵寺所蔵『童学寺碑』(無尽山地蔵寺2函201)所収の『東明山童学寺碑』により、読点を私に付した。

(3) 注2文献所収の本文により、私に句読点を付した。

(4) 『受戒法義』(29函1)、『太政官符』(24函55)には、次の書写奥書がある。

○『受戒法義』

〈奥書〉 于時元禄二_己曆二月上旬法同受戒／後和泉州大鳥山神鳳僧寺写之畢

右意願如何_{ナレハ}、難受人身難遇仏法日々夜々ニ／戒珠_ヲ磨唯上求下化之外更無他事 仰／願_ハ諸天善神和光神祇垂哀愍予令満求／願給生々世々委心頓除永_ク可奉報仏祖深／恩者也 小沙弥体空_拜

○『太政官符』

〈奥書〉 天和三年十一月下旬／撰州住吉大領山於地蔵律院／書写之 保心

(5) 『四度口決_{中巻}』(19函58)には、次の書写奥書がある。

〈奥書〉 元禄三_庚年八月十八日於淡州掃守／放光密寺隱室書写之了是則／往歲密師浄嚴和上賜御本貞享五戊辰年六月中七於阿州教興寺／客寮書寫之今復再写焉／ 金剛末資有_筆 平_行

維時元禄第四辛未歲初冬上旬四溟／於淡島東神代延命密寺転写／焉了是乃人法繁榮法灯不斷／之勝計也殊別阿遮梨寛暗速／得往生 増進菩提矣／ 金剛末派寂如_輝 (朱印)

(6) 『阿闍梨位印信』(14函35)には、次の奥書がある。

〈奥書〉 享保十三年_中十月廿五日於正興菴比丘印光授之 伝授阿闍梨 寂如

(7) 拙稿『正興庵歴代住職の安祥寺流相承と国伝山地蔵寺所蔵の血脉二種』、鳴門教育大学研究紀要第36巻、二〇二二年三月。

(8) 吉田寛如編『正興寺』(正興寺開創二百五十周年記念会、一九七四年)収録。二五一頁。

(9) 注(8) 文献所収。

- (10) 童学寺所蔵『過去帳』(5函11)には、遷化の日を「寛保二戊年六月廿四日」とする。
- (11) 『阿闍梨位中』(14函35)の奥書には、次のようにある。
 〈奥書〉 享保十三年十月廿五日於正興庵比丘印光授之
 伝授阿闍梨 寂如
- (12) 『七俱胝独部法』(27函1)の奥書には、次のようにある。
 〈奥書〉 享保十一年十月十八日於讚之丸亀城下大疏伝受之頃以／戒琬律師
 写得之本拜写焉了 比丘印光
- (13) 注(7) 文献。
- (14) 国伝山地蔵寺所蔵『科』頭密二教論略解^{上之三}』(国伝山地蔵寺10箱28(3))には、以下の朱書がある。
 〈朱書〉「維元文第四龍集己未禊七月廿一莫阿陽勝浦郡小松寫浦於地藏寺
 印光和尚講演之砌繼雄御本拜写之／良忍房^{四半}」(尾題左傍)
- (15) 童学寺所蔵『過去帳』(5函11)には、遷化の日を「寛政十一^{己未}年／八月(朔日)」とする。
 宝曆十四年二月十日書写了 俊省
- (16) 童学寺所蔵『御遺告大事口訣』(8函6)の奥書には次のようにある。
 〈奥書〉(前略)
 此中画者使童学寺法龍比丘摸之了
 明和三丙戌年孟夏弘生日書写畢／阿州東明山童学寺苾芻法龍^{四半}
 宝曆十四(一七六四)年に俊省が書写した『御遺告大事口訣』中の図絵については「童学寺法龍比丘」に模写させたことから、この時には童学寺住職を譲っていたと考えられる。また、童学寺所蔵『伝法灌頂開壇日記』(14函8)に記載された東明山童学寺法龍の最初の伝法灌頂開壇が宝曆十三(一七六三)年三月四日であることからすれば、宝曆十三年三月以前には法龍に譲っていたと考えるのが穏当であろう。ただし、童学寺所蔵『灌頂受者(名簿)』(14函3)に記録された俊省の授戒記録が宝曆十三年三月十二日であることからすれば、なお検討の余地が残されている。
- (17) 童学寺所蔵『中院流印信集』(17函16)所載の印信は、慧濬から俊省に伝授されたものであり、「天長印信」奥書には次のようにある。
 〈奥書〉 享保十八龍次癸丑八月廿一日於慧光寺授于俊省
 伝灯大阿遮梨慧濬
- また、「相承次第」には、大日・金薩・龍智より仁海・成尊・明筭・良禪を経て良意・浄厳・蓮体・慧濬・俊省に至る血脉を記す。なお、慧濬は讚州買田村香積山慧光寺を中興している。
- (18) 『六字口傳』(21函30(18))の奥書には次のようにある。
 〈奥書〉 天和元年辛酉從二月三日浄書之先年／課他筆写之雖、尔其本未快
 故浄／書之希法流伝万世智水治兆庶耳／安祥寺流末裔浄厳^{四半}
 延享元甲子冬十月尽夜以讚州／慧光寺老和上真蹟拜写了／東明
 山比丘俊省
- (19) 無尽山地蔵寺所蔵『安祥寺諸尊法傳受記^{水滸記}』(無尽山地蔵寺10函10)の奥書には次のようにある。
 〈奥書〉「右一帖永遍^三當流尊法伝受之刻師／之口説被記之者也於当流
 秘藏之事多載／之末世之珍奇何事如之哉皆／寛文十一年^{辛亥}二月
 八日夜半書写之／翌日一授了／祥流末流大法師雲農^三
 延享三丙寅十月廿四日寓讚州丸亀城北之日／使小資宝幢書写之
 了 阿州童学比丘／俊省^四
 寛政七^{乙卯}歲四月六日以御本写之／同日一授了／金資隆嚴^三」
- (20) 童学寺所蔵『三宝院聖教目録』(16函97)の奥書には次のようにある。
 〈奥書〉 享保廿一丙辰四月初四日以高野山妙瑞阿遮梨之／本使門弟書写一
 授了 讚州道隆寺堯嚴
 于時寛延三午歲四月初三日讚州長法寺以御本／一授書写了 阿
 州東明山比丘俊省／ 助筆俊寛
- (21) 童学寺所蔵『神分^{六道}』(11函1(5))の奥書には次のようにある。
 〈奥書〉(前略)
 正徳元年三月吉日和州長谷寺菊寮頼深房本以於／陳流書写之畢
 求法沙門俊玄房頼榮生^其
 天明四年甲辰年於日州延岡善龍寺浄菩提院以城／内願寺義峯師
 之本書寫了／ 求法沙門比丘俊省^四
- (22) 童学寺所蔵『中院相伝^寺永遍記』(4函23(17))の奥書には次のようにある。
 〈奥書〉 不見書軸以愚慮記之謬幾千万不可／及他見者也 永遍^{有在}
 以明王院古本令書写之訖／ 金剛峯寺苾芻密門
 皆寛政二年^{戊戌}八月十七日以御本書写之畢／ 平安山宝光寺一代／
 苾芻龍光
 寛政六庚寅八月六日考盤于阿州箸蔵寺／之砌拭八句余老眼強書焉

杜多俊省

(23) 童学寺所蔵『龍興三蔵伝』(24函40)の奥書には次のようにある。

〔奥書〕寛政八丙辰六月二日応于默雅大徳之需染八旬余／老筆了 南岐沙門俊省

(24) 童学寺所蔵『阿闍梨位^三』(14函55)の奥書には次のようにある。

〔奥書〕宝曆十二壬午潤四月廿一日於讚州遍照庵授法龍了
伝授大阿闍梨苾芻俊省

(25) 注(15) 参照。遷化については童学寺所蔵『過去帳』(5函11)に「寛政元己酉五月(九日)」と記載される。

(26) 正興寺所蔵『大疏傳受鈔』(正興寺7函75)にも次のような奥書があり、高野山真別所円通寺に遊学していた時期の書写であることが分かる。

〔奥書〕(前略)

延享第二曆^乙五月八日書写了

瑞律師於小松島地藏寺住心品疏講談後／就競望輿疏相伝此書被許容伝写則旅亭／於服部姓^室鶴林寺白龍拜写畢

右以白龍写本同浦日生山般若寺^{ニテ}八幡／之邑神応寺現務寛光書写之畢／于時同曆初秋未五辰

宝曆二申十月十九日於高野山真別処円通／精舍密門律師以所持之本書写畢 法龍

(27) 童学寺所蔵『石山許可^三』(14函54)には次の奥書がある。

〔奥書〕宝曆十二年五月初日授与法龍了

伝授阿闍梨俊省

(28) 童学寺所蔵『胎蔵界念誦次第^三』(7函56)の奥書は次のとおりである。

〔奥書〕宝曆十三年未五月十五日以俊省和尚真本／書写了 加梵字書写并一校畢比丘法龍

(29) 注(8) 文献、二一六頁。

(30) 『伝法灌頂三昧耶戒式』(8函17)の奥書には次のようにある。

〔奥書〕皆享保十六辛亥年八月日阿州名西郡神領村大粟山神宮寺住侶諦如書写了
天明元辛丑年九月八日以神宮寺諦如上人自筆本書写焉 阿国同郡
／東明山童学寺苾芻法龍^{六十二}

(31) 童学寺所蔵『過去帳』(5函11)の以下の記載から、もと俊雅と称していたことが理解される。

○瑞山皎然法師 天明三年卯五月(廿三日) 俊雅父

(32) 『正興九世默雅大和尚伝』、注(8) 文献所収、二八五頁。^{改等}

(33) 『作法集』(7函69)、『胎蔵道場観^本』(7函71)の帙には次のような墨書がある。

○『作法集』

帙〔墨書〕此聖教者元来当寺之法珍也／然依異縁転住他方已三十有／歳小子尋之已尚矣今也時／縁会遇復帰当寺是匪小／子之所為

仏祖之所以賜冥／加也後來有志守護焉勿令／蝕滅耳／ 寛政四年^手四月廿有五日／ 阿州童学寺苾芻俊雅(内側)

○『胎蔵道場観^本』

帙〔墨書〕此聖教者元来当寺法宝／也然依異縁転住於他邦／已三十有余

年小子捨錢財／求之矣時至縁熟還帰故／里此実仏祖加被人力之所／不能也後生之同侶護持猶／如守眼精矣／寛政四壬子年

(34) 童学寺所蔵『阿速梨位^三』(14函43)の奥書は以下のとおりである。

〔奥書〕寛政六甲寅年十月七日於童学寺授靈巖

伝灯大阿闍梨苾芻俊雅

(35) 注(32) 文献。

(36) 注(7) 文献。

(37) 宗判指出「申上^ル覚」は、注(8) 文献所収『瑞龍俗志』、一八八頁。隠居願「同(文政七)年冬十一月廿九日隠居願書指出^ス、奉願口上覚」は同『瑞龍俗志』、一九〇頁。なお、本文書の標題には「冬十一月」とあるが、文書末には「十二月朔日」とある。『正興九世默雅大和尚伝』は注(8) 文献二

八五頁。この伝記の作者については、伝記末に「明治元戊辰年冬、塞同寺十世智秀和尚需。東武帰錫、七十三翁菩薩近円本不生識」とある。

(38) 注(34) 参照。

(39) 童学寺所蔵『伝法灌頂開壇日記』(14函8)には次のような記録がある。

寛政六寅三月四日開旦
一安 靈巖房默雅(等觀弟子)

(40) 童学寺所蔵『第二重^三』(14函44)、『第二重^三』(14函45(1・2))、『石山許可^三』(14函47)、『總許可^三』(14函49)の四通の印信が残されている。『第二重^三』(14函44)の奥書を以下に掲げる。

〔奥書〕寛政七乙卯年三月廿日授默雅了

傳授阿遮梨淳雅

(41) 童学寺所蔵『伝法許可灌頂印信』(14函48(1))「黙雅大法師／授印可」の奥書には次のようにある。

〈奥書〉右於諏訪山清水寺授両部印可畢

文化十年癸酉十一月朔日火曜
傳授大阿闍梨快息(花押)

また、『伝法許可灌頂印信』(14函48(3))は、大日如來・金剛薩埵より遍智院長者僧正成賢・報恩院檢校僧正憲深を経て如意輪寺先住円通寺一世妙瑞・円通寺苾芻密門・円通寺現住龍海・清水寺現住快息・黙雅に至る三寶院流憲深方の血脉である。

(42) 本印信は「阿闍梨伝灯大法師宥章／授印可」とあるもので、天明二年に法龍から宥章に授与された印信であり、奥書は以下のとおりである。

〈奥書〉右於阿州名西郡東明山童学寺
道場授両部灌頂畢

天明二年壬寅三月十七日心宿授宥章了

傳授阿闍梨法龍(花押)

右奥書の「天明二年壬寅三月十七日心宿授宥章了」上に墨書付箋「文政六癸未三十八日本宿授量弁了」、「法龍(花押)」上に墨書付箋「黙雅」を貼付している。

【附記】本稿をなすにあたって、東明山童学寺住職塩田龍澄様には貴重な文献の調査閲覧をお許しただくとともに、翻刻のお許しをいただいた。また、地藏寺の関係者の皆さんには長期にわたる調査期間を通して、常に温かいご支援とご配慮をいただいた。さらに、四国大学教授須藤茂樹氏には童学寺様・正興寺様へのご紹介とともに様々なご教示を賜った。そして、本学准教授平川恵実子氏には、ほとんどの調査に同行していただき、貴重な文献情報をいただいた。加えて、喜多容子氏にも懇切なご支援を賜った。ここに記して衷心より御礼申し上げる次第である。

なお、本研究は、JSPS 科研費 JP17K02778、同 JP22K00341 の助成を受けたものである。

東明山童学寺所蔵灌頂記録四種 翻刻本文

翻刻凡例

東明山童学寺所蔵の灌頂記録四種を翻刻するにあたって、原本にできるだけ忠実に翻刻するよう努めたが、翻刻の都合上、以下のような操作を行った。

- 一、翻刻本文の前に、各資料の簡略な書誌情報を付した。
- 一、表紙、および各丁(半丁毎)の境目、文書の表・裏の境目を点線で示した。
- 一、行どりについては、原本どおりに翻刻した。
- 一、本文の大字・小字はこれを区別した。ただし、法流や僧侶について説明を加えた小書・割書は、当該部分を「」で包み、本行に組み入れた。割書内の改行部分は／で示した。また、小書・割書内の小書については、これを「」で包んで区別した。
- 一、朱書については、「」に包み、末尾に(朱)と注記した。
- 一、墨によって抹消された部分については、「○○○」のように示した。
- 一、僧名の左右に注釈があり、判別の困難な場合には、一行空きに翻字する。
- 一、誤写・誤字と思われる文字は、そのまま翻刻し、右傍に正しいと思われる文字を()に包んで示したほか、(ママ)と付したものもある。また、疑問が残る文字については(?)を付した。
- 一、虫損、あるいはくずしの問題で、判読しがたい文字は□で示した。

【14函3】『灌頂受者』名簿

〈外題〉灌頂受者□□ (直書)

〈内題〉(ナシ)

〈尾題〉(ナシ)

〈体裁・分量等〉

江戸時代写 一一・八×三三・三種 二針

横帳 界線ナシ 一頁一八行程度 一三丁 共紙表紙

〈本文〉漢文

〈奥書〉(ナシ)

《表紙》

灌頂受者□□…(以下破損)

《一才》

享保十二^丁未九月廿日^{宿禰} 安一

傳一夜

一受者 寂堂房明嚴

秀善房探玄〔明福寺〕

慈雲房曉道〔密藏院／弟子〕

如龍房普照〔成就院／弟子〕

一安一受明一夜〔胎／廿一夜〕受者

□□…□□三普人 快真普海〔明谷寺弟子〕

□□…□□院 法淳覚明

許可〔安一〕 辨什〔鶴嶋寶福寺〕

一結縁受者〔兩／壇〕五百人餘

已上童学寺道場

享保十三^戌甲年十一月八日^{宿禰}

一三一傳法受者

義辨房大巖〔憲一／谷嶋明王院／弟子〕

英春房玄道〔實一／安一許可／荒田野平等寺弟子〕

本秀房實淨〔憲一／西明寺弟子〕

《二ウ》

一重位受者

泰圓房宥澄〔谷嶋／西光寺／弟子〕

秀仙房宥辨〔伊澤／願成寺／弟子〕

一安一許可

宥智〔タニシマ／西光寺兩界共大日中分〕

泰道〔上野／西明寺〕

澄本〔同寺弟子〕

一結縁受者〔台〕一千式百人餘

已上〔美馬郡上野里／弥天山西明寺道場〕

享保十四^酉年十月十七日

一安一受明〔台〕受者

宥俊〔北山地藏院〕

長宣〔小松嶋般若寺／弟子〕

深照〔大珠〕

一安一傳法受者〔并許可〕

慧遠嚴如

一三^九一〔意／一〕傳法受者

哲雄〔許／下八万／圓福寺〕

善能〔西塚正福寺／弟子〕

《二才》

惠周〔北山地藏院／弟子〕

一安一受明〔金〕受者如上但加^三

賢忠 慧得^三

一三^廿一傳法受者〔并〕重位

全性〔憲一／神領善覚寺／弟子空教〕

湛良〔意一重／上八万圓光寺／弟子快恩〕儀澄〔意一重／西願寺／弟子良惠〕

已上〔名東郡上八万村無量山／西願寺灌頂道場〕

享保十五^戌年四月十一日

一許可〔安一〕受者

通性〔城之内／浄土寺〕

義光〔太瀧寺／弟子〕

知三〔石井地福寺／弟子〕

已上童学寺略儀行之

享保十六^亥年七月八日

一許可〔安一〕

快進〔入田村／觀照寺〕

智湛〔牛嶋願成寺／弟子〕

智觀〔湛靈師／弟子〕

《二ウ》

靈明〔大瀧寺〕

慈傳〔讚州大内／威光寺〕

宥智〔方／上／神光寺〕

普光〔橘光明寺／弟子照山〕

忍光〔西塚正福寺／弟子〕

性慧〔許／上八万／西願寺〕

儀澄〔西願寺／弟子〕

教秀〔田林寺／弟子〕

本秀〔上野西明寺／弟子〕 理教〔大瀧寺／弟子〕

已上〔美馬郡福大山／大瀧寺道場〕

同年十月六日月曜 宿禰

一三一傳法受者

空澄〔憲一／神領善覚寺弟子／俊海〕

義雲〔實一／阿川禪定寺弟子〕

一安一受明〔台〕

賢長〔山地／地福院〕

理契尼〔牛嶋善次良母〕

一結縁

已上〔名西郡神領村／大栗山神宮寺道場〕

享保廿一丙午 宿禰年三月七日

一安一受明〔台〕

貞樹尼

印可印可清真〔焼山寺弟子〕

保齋西

自守尼

《三才》

貞照尼〔印可／天麟弟子〕

自隨尼

由豊尼

常休〔加茂那〕 理契〔牛嶋〕

智得尼〔地福寺〕

蓮生尼〔天神〕

良圓房〔藤木寺弟子／「浄鏡」〔未〕〕 慈觀房〔天神／法觀弟子〕

寂圓房〔戒琳弟子〕

壽永尼〔惠林母〕

一傳法〔三一／憲一〕

文秀快雅〔柿原薬師寺弟子〕

清本〔重／藤木寺弟子〕

本龍實辨〔讃州人／宝満寺弟子〕

義觀〔良普寺弟子〕

誠禪太翁〔憲一〕

一重位〔三一〕

清本有海〔藤木寺〕

泰宣〔宥範／實一〕

要元雄賢〔入田觀正寺／實一〕

快連〔大堂村〕

文順瑞性〔芝原増珠院弟子〕

義觀隆範〔半直村圓満寺〕

一傳法〔三一／憲一〕

法輪秀國〔慧輪弟子〕

慧了實道〔答鳥地蔵寺資／實一〕

八日三一傳法

一栄順房惠完〔意方／宮寫圓明院資八〕

一智洞房辨翁〔山方／徳島弘誓寺法化六〕

一智淨房義英〔山方／智洞房法弟〕

一泰宣房宥範〔實一〕

照山普光

慧秀房海應〔廿枝円福寺資〕

《三ウ》

已上童学寺道場〔十四日夜／結願〕

結縁受者〔兩／坦〕 一万人餘

印可〔安〕 宥仙〔焼山寺〕

宥精〔善〕

尊海〔善覚寺〕

深教〔和田／西福寺／弟子〕

普海〔浄遍〕

法輪〔惠林／弟子〕

元文四癸卯年三月朔日

一三一重位

宥昌〔左右内善頂寺〕

應如〔上角神宮寺／弟子寛仁房〕

寂靜〔阿川禪定寺〕

義覚〔貞三真光寺／弟子堯戒房〕

一安一受明台 二日

研戒〔西光寺弟子／不空金剛〔中分〕〕

津淨〔焼山寺弟子／大日如來〔中分〕 大照〕

常賢〔神領青井父／如來毫相〕

一安許可台壇

《四才》

良快〔西光寺〕

法道〔善覚寺／弟子〕

義覚〔真光寺／弟子〕

一三一傳法 四日

寂靜〔禪定寺〕

大珠

養雲〔上野西明寺弟子／義證憲〕
 慈觀〔阿川勸善寺弟子／秀國實賢〔山本〕〕
 玄海〔神領善覺寺弟子／印秀憲〕
 真海〔高木寶嚴寺弟子／良快憲〕
 一三一傳法 六日并月曜
 圓海〔下町菴住／明觀憲〕
 深了〔山崎金勝寺シヤウ弟子／快遍意〕
 海林〔石井地福寺弟子／隆本實〕
 快嚴〔重位／田浦福成寺／意〕
 一三一重位 八日并月曜

《四ウ》

俊海〔善覺弟子／法道憲〕
 義湛〔別十樂寺弟子／宥道〕
 深慶〔上山妙法寺弟子／寬照〕
 深秀〔十樂寺弟子／觀雄〕
 一安傳法十日金曜張宿
 宥仙〔燒山寺〕
 義妙〔勸善寺〕
 尊海
 賢道〔善覺寺〕
 大珠〔深照房〕
 已上印光比丘代

《五才》

「童学寺」〔集〕
 延享元甲子年三月十六日
 開白火曜 三宝流
 憲
 俊覺雀輪
 法澤義龍
 雷音真詮
 祥雲真淨
 十七日并

三憲 〔海部〕義向行全
 同 〔大瀧寺資〕義瑞專觀
 同 〔大瀧寺亡弟子〕龍英
 胎受 宝幢普門
 同 快岸通念
 同 秀覺
 金受 自守尼
 胎受 壽英尼
 同 淨隣尼

《五ウ》

十八日并月曜 丙申日
 安傳 〔海部淺川東泉寺〕慧嚴
 同 〔藤樹寺資〕淨鏡了円
 金受〔介喜〕 普門
 同〔大日〕 通念
 十九日并月曜
 願行意教 〔桑野梅谷寺資〕宥岸專英
 三憲 〔橘光明寺資〕龍瑞仙翁
 同 〔谷寫地藏寺資〕瑞道慧俊
 同 〔山口蓮光寺資〕本立智觀
 台受〔大日〕 〔吉祥菴資〕善念房
 廿日

《六才》

台受 光極天梁
 同 自清
 同 休焉
 同 自豐尼
 同 宝蓮尼
 廿一日
 天長重位 〔燒山寺資〕宥教寬瑞
 三憲 〔西光寺資〕良教研戒

同
 金受〔大目〕
 〔来迎院資〕 天真智〔任〕
 秀覚
 安許可
 寛瑞房
 雀輪房
 真詮房
 了円房

《六ウ》

以上傳法十六人〔内正流二人／重位一人／三流十三人〕
 受明十人
 廿日菩薩戒

雀輪
 慧深
 智住
 普門
 義諦
 智眼禪尼
 慧運禪尼
 寂蓮妙英
 花室英壽
 淨蓮貞壽
 貞玉妙智
 閑月貞觀
 英心妙壽
 廓然妙空
 寂岸妙通
 貞乘慈船
 縁右衛門内〔高川原〕
 清右衛門内
 左保右三良内
 丹兵衛妹
 友右衛門内
 忠八母〔廣島〕
 常六母
 与三兵衛内
 光林母

《七オ》

勝右衛門妹
 本達作母公
 智住母儀
 貞月慈空
 觀蓮慈淨
 蓮峯清月

常六
 勤兵へ
 内室
 与三兵衛
 兵昨
 武左衛門母
 勇心觀西
 常心敬西
 英相貞玉
 忍甲慈念
 常忠義澄
 玉蓮妙住
 妙乘宝蓮
 秀覚入道
 默非要善

メ廿八人

延享四丁卯正月廿五日
 土曜女宿三宝憲深方

〔半田神宮寺法眷〕 忍教房道全
 〔臼竹西明寺資〕 秀全房快円
 普門房宝幢

《七ウ》

廿六日土曜虚宿
 〔大野寺資〕 全海房圭般
 安流傳法
 〔海部真福寺主〕 祖傳房快仔
 雀輪房俊覚

許可
 廿七日火曜危宿
 受明台藏
 〔半田神宮寺資〕 智雲房宥海
 仁龍房廣眼
 快円
 普門

智雲房宥海
 仁龍房廣眼
 法心房
 通心房
 休心房

《八才》

廿八日火曜室宿
受明金

利貞尼
松山常見
壽法妙喜

智雲
仁龍
法心
通心
休心
利貞
常貞
蓮性
妙喜
壽英
淨林
慈法

十二人

《八ウ》

延享五戊辰正月十八日

并戒受者

不二軒□山乾道

長谷川弥次兵衛

虎巖亮真

同人室

清光性月

〔同人息女〕ヲリ子

懷玉貞儀

〔同人メイ〕ヲユキ

明性壽月

〔同人家來〕ヲユキ

淨光英心

〔淨林女〕ヲカメ

淨林尼

常貞尼

壽英尼

見性空眼

安兵衛

延享五戊辰三月廿一日開白

三傳重位

〔法輪寺兼熊谷寺〕教意

金受

宝嶺松存

金受

慧心尼

廿二日

三傳

〔半田神宮寺資〕智雲房宥海

《九才》

金受

〔大野寺資〕覺善房圭峯

台受

〔聖幢寺資〕素回房充堂

台受

俊亮房慈印

台受

慧心尼

廿三日

妙乘宝蓮尼

安傳

忍教房道全

三傳

清本房宥靜

台受

俊亮房

台受

松存

《九ウ》

廿五日奉并戒人名

宥圭

半田神宮寺

快仙

白竹西明寺

忍教道全

寬瑞宥教

素回充堂

稱本龍光

寂心增慧

智雲宥海

省本宥靜

覺超快勢

覺善圭峯

俊海快儀

東禪寺

通心慶山
故心房
休心

《一〇才》

惠心尼
淨貞尼
宝乘慈船 (下浦)喜七内
覚室静住 (當村)安兵衛
淨覚惠観 吉左衛門
顕光淨体 与七郎
心開法明 忠左衛門
心光普照 治右衛門
本性淨善 佐兵衛
妙心慈紅 (下浦)傳兵衛母
芳室貞信 (同)茂八母
玄珠瑩心 權作母
玄室貞閑 三上龍達母
安忍慈甲 三右衛門
直心是道 直右衛門

《一〇ウ》

信海得宝 (小松島)治良吉
性光妙月 おやく
貞室妙可 おなつ
法海妙亀 おかめ
性□智月 おさん
廣載慈舟 おちやう
以上三十六人

同年四月并戒

秀仙快円 甫俊
法心哲□ 清入
仁山慈仙 六良兵衛

勇心慈猛 丹七

心觀惠目 平弥無斷

周光智淨 治右衛門内室

雲臺壽光 壹右衛門母

瑞鳳妙儀 六良兵衛母

寂湛智津 勝右衛門妹

月峯智鳳 直兵へ娘

十二人

寛延二月十六日菩薩戒受者

《一一才》

三好郡東井川辻邑阿弥陀堂

壽真勝福 佐川忠治 (三/二)

慈猛院義忠宥節 同人又 (六/四)

方載院乾道玄泰

信平得宝 血小川治良右衛門 (三/五)

常敬大仙 (キノ国ヤ)八兵へ

空眼院見性周益 馬場氏

寂入 庵主

信海湯□ 相平

覚了淨眼 分藏

宝岸徳住 勘弥

善入

探心得玄 即兵へ

大人普敬 血喜助

廣乘院光道覚翁 血藤本弥太良

花儀惠心 血次良太夫

善應智祥 善助

覚屋宝梁 傳治

覚□院貞幹守信 宥節内

□□院宝池清源 血治右衛門母儀

□□院□室貞什 血同人祖母

智清尼

阿生院宝閣智円 藤本母
妙室壽光 与茂助母
妙空素月 清吉内

《一一ウ》

慈性貞熏 万兵へ母
淨体清熏 弁右衛門母
密入智三 忠治内
普天善称 宇兵へ内
□□□苗 司益内
□□宝月 森右衛門娘
性□智□ 司益娘
清相貞儀 關右衛門妹
盛屋懷道 市兵へ
勸心善行 与茂助
觀海潮□ 新右衛門
義天徳雲 血本治
心元善様 常七
勝心義達 甚之丞
玉蓮院称實貞範 血藤本内
已上卅九人

〔ケカ〕西福寺

定光寺
宝珠寺
地藏寺
東福寺
本戒房
惠照房
亮淳房
荣長房
泰什房

《一二才》(空白)

《一二ウ》

寛延二年巳八月十六日

并戒受者并血脉

一淨邦廣藤 權之丞
一□□□仙 横田處助
一宝岳定善 大五良
一觀山宗仁 血専左衛門
一觀月心明 血丹右衛門
一俊山尊旭 血俊吉
一旭光義明 浅野吉之丞
一真室貞淨 血栄治祖母
一覚室貞壽 血同母
一英月定俊 血同姉
一元室利貞 血横田母
一義本房宥遵
一義文房宥雅 已上十三人

廿一日

八葉觀自在 泰什房俊林
忿怒持金剛 宗円房
檀波羅蜜 智照尼
虚空藏 性蓮尼

《一三才》

廿二日三傳

惠性房宥全
惠秀房寂円
義順房寂本
泰林房宥海
泰什房
金薩
廿四日
阿弥陀 甫心房

八
觀自在
法雲房
般若仏母
智榮尼
宝曆十三年三月十二日并戒
童学寺道場

神光寺主 宥円
禪定寺資 惠秀
深昶房寂翁
〔焼山〕長清房
智光房
實言房
善心房
性蓮尼

《一三ウ》

智□菴
慈英尼
妙吽尼
藥英尼
〔徳寫〕長壽院
南嶋吉次良
清兵へ
〔はりまや〕孫八
宝太夫
半田栄蔵
喜右衛門母
泰林母 瑞光院本室沙宜
臨終大事 昼間村三月一日
か茂／清右衛門 仁山義心
同室 暫光慈照
池田藤太夫 道光智翁
同内 瑞光義照

（以上）

〔14函8〕「傳法灌頂開壇日記」

〔外題〕傳法灌頂開壇日記（直書）
〔内題〕傳法灌頂開壇
〔尾題〕（ナシ）
〔体裁・法量等〕
江戸時代写 二四・六×一六・〇糎 六針 仮綴
界線ナシ 一頁八行 三一丁 共紙表紙
〔本文〕漢文
朱筆（注釈）〔本文同筆〕
〔奥書〕（ナシ）
〔墨書〕「東明山童学寺法龍世代」（前表紙）

《表紙》

東明山童学寺法龍世代
傳法灌頂開壇日記

《一才》

傳法灌頂開壇〔宝曆十三未三月四日齋宿土曜／五人〕
三—實賢方 宥照惠秀房〔中嶋村神宮寺〕
三—憲深方 圓鏡音清房〔担任弘誓寺〕
三—憲— 海雅密玄房〔担任萬福寺〕
三—實賢方 慶雄勝義房〔中郡西見村長／善寺〕
地藏院覚雄方 啓章徹眼房〔中郡下福井村／真光寺〕
同五日參宿日曜受者七人
三—憲深方 義照房實嚴〔上郡半平村円／満寺住〕

《一ウ》

三—意教方 深昶房寂雄〔上山妙法寺弟子〕
三—意教方 宥法真成房〔担任弘誓寺弟子〕
三—意教方 堅雄天龍房〔飯尾村持福寺／弟子〕
三—憲深方 智雄泰純房〔立善村密藏院／弟子〕

三—憲— 宥翁長清房〔佐宇地村焼山寺／弟子後龍光寺住
「寂」^(卷)

三— 實言房〔高畠村／「寂」^(卷)

安流傳法 同六日癸亥

二人 神靈義諦房〔大万村光嚴寺住〕

受明 壽光尼〔俊省和上弟子／「寂」^(卷)

右持明灌頂十日夜台十一日夜金旦十一日^{ヨリ}十三日迄

三ヶ日結縁灌頂入壇

傳法灌頂開壇〔明和三丙戌三月十三日月曜角／宿〕

中院流〔心—〕 宥智快山房〔ハイブチ福万寺／弟子〕

《二才》

三— 俊玉宝田房〔俊省和上弟子〕

受明灌頂 同日 五人

受明 智英尼〔俊省和上弟子／佐古三谷菴主「寂」^(卷)

受明 慈英尼〔同〕

受明 妙吽尼〔高原村宝光寺弟／子 國實村〕

受明 義英尼〔俊省和上弟子〕

已上受者十九人

同七日^{ヨリ}十三日迄七ヶ日之間結縁灌頂入壇道俗凡千四百人

〔投花紙／凡七束余用〕右三日^{ヨリ}十三日迄晴天十三日七時半時雨少降^ル

《三才》

三—意—

啓道探清房〔郡里村願勝寺／弟子〕〔花園成願
寺一代／入寂〕^(卷)

三—憲— 英山房宥光〔穴吹佛成寺／弟子〕

右十三日先師印光和尚廿五回追善灌頂開且并十四日

流水汀十五日恒例光明會并流水汀三ヶ日之法會

傳法灌頂開壇〔明和六己丑年三月十八日月曜尾宿〕

三—憲深方 真應智光房〔法龍弟子後／神領長滿寺住〕入寂^(卷)

三—憲— 宥道本立房〔左右地村善長寺／弟子〕

三—憲— 立本房寂應〔當寺弟子〕

三—憲— 深教房盈滿〔箸藏寺弟子／「入寂」^(卷)

三—憲— 隆賢房寂應〔南方三藏村玉／泉寺弟子〕

三—憲— 實賢房仁瑞〔神領神宮寺／弟子〕

三—憲— 寬順房智靜〔同神宮寺弟子〕

三—憲— 同廿日廿一日兩日結縁灌頂入壇且兩日共三雨天雖然

道俗百人余入壇

傳法灌頂開壇〔明和七年庚寅三月十三日／角宿日曜〕

三—意教方 義秀深澄房〔郡里村願勝寺／弟子〕

三—意— 義孝寬翁房〔同願勝寺／弟子〕

三—意— 快隆院善房〔一宇山地藏寺／弟子〕

三—意— 隆涼寂門房〔下浦村願成寺／弟子〕

三—憲深方 素點尼〔中嶋村神宮寺／弟子〕

持明

《二ウ》

傳法灌頂開壇〔明和二乙酉三月九日日曜星宿〕

三—憲深方 宥照惠林房〔焼山寺弟子／「寂」^(卷)

三—憲— 宥信淨念房〔焼山寺弟子〕

三—憲— 義空清心房

中院流〔心—三月十日月曜張宿〕

宥曉觀堂房〔岩延村本光寺／弟子〕「寂」^(卷)

阿蘭梨 同人

阿遮梨 靈本房〔桑嶋地勝寺／弟子〕高原本光寺住^(卷)

阿遮梨 海翁秀海房〔西明寺弟子／「寂」^(卷)

《三才》

受明灌頂 義隆房宥光〔大万村光嚴寺／弟子〕

受明 義法房〔當寺〕

受明 良海〔大万村光嚴寺／弟子晚年〕

受明 壽貞尼〔新居村大日菴／主〕

《四ウ》

三—憲深方

持明

阿遮梨位 快隆院善房〔右地藏寺〕

右十三日十四日十五日光明會迄晴天十五日

暮時ヨ十六日雨天

傳法灌頂開壇〔安永貳癸巳年閏三月七日／鬼宿水曜〕

三——實賢方 泰賢宥榮〔石井村地福寺／弟子〕

三——意教方 深全房寂道〔上山妙法寺弟／子〕

三——意教方 深海房寬明〔上山明王寺弟子〕

《五才》

安永二癸巳十月十四日畢宿土曜於美馬郡郡里村宝壺山

願勝寺道場傳法灌頂開壇

丸傳法 深澄房義州〔則願勝寺弟子／「入寂」(卷)〕

阿遮梨位 海本房榮昭〔大田村萬福寺住〕

阿遮梨位 深澄房義州〔願勝寺弟子／「寂」(卷)〕

阿遮梨位 寬翁房義孝〔同〕

阿遮梨位 瑞勝房快深〔脇野町真福寺〕

阿遮梨位 觀潮房密道〔半田山口神宮寺／弟子〕

同十月五日ヨ十二日迄結縁灌頂入壇受者凡千六百余人

於右願勝寺道場 大阿遮梨法龍

《五ウ》

安永四乙未年三月一日ヨ一七ケ日間於左右地村黒岸

山善長寺道場結縁灌頂開壇入壇之受者凡

道俗二千五百余人 現住靈雄世代

大阿遮梨法龍

傳法灌頂開壇〔安永四乙未三月十七日心宿日曜／當山道場建壇〕

三——覺雄方 皎辨房宥禪〔海部郡木岐浦／延命寺弟子〕

中院〔心——〕 頼深房宥存〔岩延村本光寺／弟子〕

三——意教方 深識房寂琳〔和田村西福寺／「寂」(卷)〕

受明 惠教〔持明院俊應弟子／於金泉寺入道〕

《六才》

同三月十九日ヨ廿一日迄三ケ日結縁灌頂入壇受者

凡五百余人

安永四乙未十月十六日ヨ十八日迄三ケ日夜於美馬郡郡

里村宝壺山願勝寺道場結縁灌頂入壇受者道俗

四百五十人阿遮梨法龍

同乙未十月十九日柳宿土曜傳法受者四人大阿遮梨法龍

三——憲—— 理海房快順〔美馬郡脇町真福寺／弟子〕

三——憲—— 智道房義海〔同郡西端山東福寺／弟子〕

三——憲—— 寂昭房宥真〔同郡半田神宮寺／弟子〕

三——憲—— 勇銳房豊衆〔同郡半田山多門寺／弟子〕

右四人於宝壺山願勝寺道場入壇

《六ウ》

傳法灌頂開壇〔安永六丁酉三月二十日日曜斗宿／當山道場〕

三——憲—— 隆全真瑞房〔中嶋村藥王寺／弟子〕

三——憲—— 宥光宜龍房〔寂龍沙弥弟子〕

受明〔金大日〕 淨性見龍房〔豊前中津城下／吉祥寺俊彦弟子〕

受明〔金法波羅^六〕 宥嵩惠嚴房〔一字山中野／淨光寺弟子〕

受明〔金業并〕 宥榮宜範房〔於當寺改天瑞〕

受明〔金介波羅^六〕 理教尼〔奥野村菴住／法龍弟子〕

受明〔金介波羅^六〕 惠明尼〔佐古三谷／法龍弟子〕

《七才》

同廿一日月曜女宿

三——意教方 寂本深良房〔上山惠田妙法寺／弟子〕

三——憲—— 聊賢臨隨房〔花園成願寺〕

三——憲—— 義覺泰導房〔美馬郡半田山／多門寺弟子〕

受明〔台大日〕 惠明尼〔「寂」(卷)〕

受明〔台大日〕 理教尼

受明〔台般若并〕 宥榮宜範房

受明〔台般若并〕 宥嵩惠嚴房〔一字山淨光寺／弟子〕

《七ウ》

受明〔台八葉文殊〕

淨性見龍房〔豊前國中津城／吉祥寺俊彦弟子〕

傳法灌頂開壇〔安永七戊戌三月十八日水曜房／宿禰當山道場〕

- 三—憲— 泰應〔上山村カドヤ高音／寺住「寂」^{〔采〕}〕
- 三—憲— 暁範瑞頂房
- 三—憲— 亮貫寬龍房〔阿川村勸／善寺弟子〕
- 許可 智玄
- 受明〔介波羅^{〔采〕}〕 智海尼〔「寂」^{〔采〕}／與野村／法龍弟子〕
- 同十九日木曜心宿

《八才》

- 三—憲— 性寂義圓房〔南方藤木寺／戒琳比丘弟子〕
- 三—憲— 宥嵩惠嚴房〔一字山淨光／寺弟子〕
- 受明〔介波羅^{〔采〕}〕 心性空全房〔三好郡州津村／箸藏寺弟子〕
- 受明〔介波羅^{〔采〕}〕 善應澄心房〔法龍弟子〕
- 同三月廿日廿一日結緣灌頂兩日入壇之受者 凡二百四十五人
- 傳法灌頂開壇〔安永八己亥三月十八日癸卯／當山道場〕
- 許可 理教
- 許可 惠明〔「入寂」^{〔采〕}〕

《八ウ》

- 許可 智海〔「入寂」^{〔采〕}〕
- 受明〔降三世〕 惠順尼〔高尾／理教取次〕
- 受明〔八葉觀自在〕 惠海尼〔佐古三谷／法龍弟子〕
- 受明〔阿弥陀〕 大教房〔ヲロ野神光寺弟子／入道〕
- 同三月十九日心宿水曜
- 三—憲— 心性空全房〔三好郡州津村箸藏／寺弟子〕
- 三—憲— 直住即同房〔同寺弟子／「入寂」^{〔采〕}〕
- 三—憲— 快嚴本深房〔臼竹西明寺弟子／「浄土寺住」^{〔采〕}〕

《九才》

- 三—憲— 德龍天瑞房〔法龍弟子〕
- 三—憲— 宥海大龍〔神領村神宮寺弟子〕
- 傳法灌頂開壇〔安永九庚子三月十七日心宿金曜／當山道場〕

- 三—憲— 理觀寂門房〔高島村善福寺／弟子〕〔浄土寺一

- 受明 代〔「入寂」^{〔采〕}〕
- 受明 義性尼〔日飼村／法龍弟子〕
- 受明 智慶尼〔中久保〕
- 傳法灌頂開壇〔安永十辛丑三月廿九日昴宿／日曜當山道場〕
- 三—憲— 如道即成房〔牛嶋村宝王院／弟子〕

《九ウ》

- 三—憲— 隆範泰仙房〔石井村地福寺／弟子〕
- 許可 善應澄心房〔法龍弟子〕
- 許可 義性
- 許可 惠海
- 受明 常基房〔石井村地福寺／取次 入道〕
- 同三月三十日畢宿月曜
- 三—實賢方 宥海慶道房〔中嶋村神宮寺／弟子〕
- 三—實— 宥清本玄房〔同寺弟子〕

《一〇才》

- 三—實— 即應慈本房〔同村市音寺／弟子〕
- 中院心— 良道聞全房〔南嶋村東禪／寺弟子〕
- 安流 傳法灌頂開壇〔天明二壬寅三月十七日心宿月曜／當山道場〕
- 三—憲— 龍賢房宥章〔南方木岐浦／延命寺弟子〕
- 三—憲— 大道房宥法〔神領神宮寺宥靜／弟子〕
- 同三月十九日^{〔采〕}廿三日迄五ヶ日間結緣灌頂
- 傳法灌頂開壇〔天明三癸卯三月十六日房宿木曜／當山道場〕
- 三—憲— 現瑞惠嚴房〔中留村東光寺／弟子〕

《一〇ウ》

- 三—憲— 快雅圓順房〔高尾十樂寺弟／子〕
- 〔此人故^{〔采〕}有^{〔采〕}印信^{〔采〕}ヲ不授也〕 龍宜正圓房〔花園青蓮寺／智道増性子取次
- ／印信不授〕
- 中院 觀隆戒幢房〔田宮天神坊兼／妙福寺弟子〕
- 許可 慈光〔中嶋村神宮寺先師／弟子〕

許一 貞順〔住吉福乘寺弟子〕
智慶〔中久保村／高木村宝嚴寺弟子〕

同三月十七日

受明〔十六日台且大日／十七日介波羅^六〕等觀玄瑞房〔法龍弟子〕

《一才》

受明〔八葉文殊／羯^上〕 寂龍義運房〔阿川村禪定寺／弟子〕
受明〔台大日／羯^上〕 自清尼〔新居村大日菴〕
受明〔台大日／介波羅^六〕 了玄尼〔嶋田村光明菴／法龍弟子〕
受明〔台大日／介波〕 鏡智尼〔西条村／柿原藥師寺弟子〕
受明〔台大日／介波羅^六〕 本染尼〔神宅村／大山寺隱居弟子〕
受明〔台大日／介波〕 常基房〔石井村〕
受明〔台大日／金大日〕 義泉尼〔佐古町九丁目住〕
受明〔阿弥陀／介波〕 是性尼〔神光寺弟子〕

《一ウ》

傳法灌頂開壇〔天明四甲辰二月二日月曜^妻／宿〕
三— 憲—〔重受〕 皎瑩〔祖谷山安樂寺住〕
三— 憲—〔重受〕 普妙大通〔山崎西方寺白衆房／持宝比丘弟子〕
三— 憲—〔重受〕 宥詮觀了〔觀音寺村觀音／寺住〕
三— 憲— 快澄惠深〔名東聖幢寺／弟子〕
三— 憲—〔重受〕 良道間全房〔南嶋村東禪寺／弟子〕
三— 憲— 宥真覺淨〔高島村宝幢寺／弟子〕
受明〔金大日／丁亥〕 皎歡妙存房〔祖谷山安樂寺／弟子〕

《二才》

傳法灌頂開壇〔天明四甲辰年〕
安流 宥高惠嚴房〔青蓮寺〕
安 善應澄心房
安 辨空
傳法灌頂開壇〔天明五乙巳三月十七日氏宿／月曜〕
三— 實— 行清房快嚴
三— 實— 泰本房智燈

三— 意教方 良圓房快本〔上山明王寺〕

《二ウ》

三— 意— 照戒房善知〔郡里願勝寺／弟子〕
三— 意— 義歛房海雲〔同寺弟子〕
三— 意— 法性房現等〔半田神宮寺／弟子〕
三— 憲— 宜雲房隆慶〔下浦村願成寺／弟子〕
安 同三月十八日
三— 憲— 玄瑞房等觀〔法龍弟子〕
持明〔雷音佛〕 教傳房良淳〔上山西光寺〕
持明〔台大日〕 慈教尼〔鴨野村／法龍弟子〕

《三才》

持明〔大威徳〕 法惠尼〔牛嶋村法円尼弟／子〕
持明〔般若并〕 宥善尼〔婆嶋村／高木宝嚴寺弟子〕
持明〔阿弥陀〕 教順尼〔嶋田村光明菴／法龍弟子〕
傳法灌頂開壇〔天明五乙巳十月廿七日房宿／月曜當山道場〕
三— 憲— 良淳教傳房〔上山西光寺〕
三— 憲— 学栄惠戒房〔芝原村威徳院〕
中院 觀隨圓了房〔祖谷山安樂寺〕
中院 皎歛明存房〔同寺皎瑩弟子〕

《三ウ》

天明五乙巳年九月廿九日^一十月朔日迄三ヶ日夜於
石井村地福寺結縁灌頂開壇受者凡三百人
大壇阿遮梨始終當住隆範代小壇始終法龍 三ヶ日共晴天
傳法灌頂開壇〔天明六丙午三月七日鬼宿水曜／上山天神山明王寺道場修
行〕
三— 憲深方 仰空深省房〔明王寺弟子〕
三— 憲— 寂龍義運房〔阿河禪定寺／弟子〕
三— 憲— 寂明深昌房〔江田妙法寺弟／子〕
三— 憲— 寂昌深泰房〔江田妙法寺弟／子〕
天明六年三月八日^一十日迄三ヶ日結縁灌頂道俗

入旦千人余同寺始終大阿遮梨法龍

《一四才》

傳法灌頂開壇〔天明八年戊申三月十七日／心宿火曜當寺道場〕

三—憲深方 觀算圓淨房〔木屋平龍光寺／弟子〕

三—憲 快翁智本房〔高島村善福寺／弟子〕

三—憲 禪道義瑞房〔牛嶋村宝王院／弟子〕

許可 了玄

許可 寂明惠賢〔淡州〕

許可 明惠智典尼〔秋ヅキ庵〔輪藏寺〕／法滿寺、弟

子〕

持明〔大日金 智芳尼〔ハエブチ福滿寺弟子〕

《一四ウ》

持明〔金大日〕 智燃尼〔嶋田村／當寺弟子〕

同三月十八日

許可 諦現覺宛尼〔正興庵弟子撫養／四軒屋〕

許可 惠吽尼〔西方吉祥庵義諦比丘／弟子成瀬村〕

許可 惠明尼〔中村／光蓮寺弟子〕

受明〔台大日〕 智貞尼〔奥野村／檜木／極樂寺弟子〕

同三月十九日結縁汀入旦百五十人廿日二百五十人廿一日入

旦四百人程都合三ヶ日八百人余三ヶ日夜天氣能〔廿一日夕ヨリ／雨降〕

《一五才・ウ》〔空白〕

《一六才》

傳法灌頂開壇〔寛政元己酉年七月十七日曜奎宿〕

三寶陀憲深方

《一六ウ》〔空白〕

《一七才》

三—憲—

德門良瑞房〔一字山定光／寺弟子〕

三—憲—

三—覺— 快傳智賢房〔高島善福寺弟／子〕

許可 隆睿行尊房〔高瀬萬福寺／弟子〕

許可 壽圓法慧尼

持明 顯乘默阿尼〔宝嚴寺／弟子〕

持明 全快房〔地福寺弟子／道心〕

持明 如真尼〔貞方定光寺／弟子〕

《一七ウ》

持明 栄妙尼〔當寺弟子〕

持明 惠觀尼

持明 義秀尼〔當寺弟子／早世〕

持明 是心尼

寛政二戌年

一安傳法 英信房法嚴〔地福寺／弟子〕

一許可 義英尼〔當寺弟子〕

一許可 智光尼〔淡州〕

一受明 真龍尼〔法龍和尚弟子〕

《一八才》

寛政四子二月 傳法開壇

一三憲 大通房〔八多村金龍寺／弟子〕

一受明 慈嚴房〔浄土寺弟子／早世〕

一受明 慈貞尼〔法龍和上弟子〕

一受明 妙圓尼〔等觀弟子〕

一受明 素心尼〔等觀弟子／惠海母〕

一三憲 寛政六寅三月四日開旦

亮戒房道雅〔勢州産〕

《一八ウ》

一三憲 智本房〔八万長久寺／弟子〕

一三憲 離到房〔持宝比丘弟子〕

一許可 探山尼〔佐古三学處〕

一三憲 密禪房〔下浦願成寺／弟子〕

- 一受明 惠了尼
- 一三憲 義法房〔牛嶋宝王院／弟子〕
- 一安 大心房〔等觀弟子早世／墓処〔昼間願成寺〕〕
- 一安 靈巖房黙雅〔等觀弟子〕

《一九才》

寛政七卯年二月

- 一三憲 義仁房〔宝王院弟子／早世〕
- 一受明 如月尼〔當寺弟子〕
- 一受明 慈海尼〔等觀弟子〕
- 一受明 素信尼
- 一受明 妙嚴尼〔下八万〕
- 一受明 妙照尼〔北山地藏院弟子〕

寛政十年十月十八日

《一九ウ》

- 一三憲 〔大野寺弟子〕
- 一三 〔矢三妙福寺弟子〕
- 一三憲 真瑞房〔飯尾村報恩寺／弟子〕
- 一三憲 圓澄房〔龍光寺弟子〕
- 一三憲 不染房〔善長寺弟子〕
- 一三憲 瑞道房〔神光寺弟子〕
- 寛政十一年十一月〔宝嚴寺道場而開旦〕
- 一三憲 寛淳房〔宝嚴弟子〕

《二〇才》

- 一三憲 真瑞房〔同寺弟子〕
- 一三憲 寛禪房〔中寫神宮寺弟子〕
- 一三憲 寛定房〔上山西光寺弟子〕
- 一三憲 忍整房〔河内慈雲師弟子〕
- 一三憲 網淳房〔右同斷〕
- 一許可 網智尼〔右同斷〕
- 一受明 一元尼〔宝嚴寺弟子〕

寛政十二申年三月四日

《二〇ウ》

- 一三 憲 智道房〔法満寺弟子〕
- 一三 憲 好存房〔上喜來実相寺弟子〕
- 一三 憲 正遍房〔西願寺弟子〕
- 一三 憲 慈觀房〔觀音寺弟子〕
- 一許可 如月尼〔當寺弟子〕
- 一受明 貞璋尼〔當寺弟子／中村手塚甚右工門母〕
- 一受明 惠周尼〔北山地藏院弟子〕
- 傳法灌頂開壇 享和元酉年四月四日

《二一才》

- 一三 憲 快全房〔大坊弟子〕
- 一三 憲 英範房俊雄〔山崎西法寺弟子〕
- 一三 憲 性海房〔早淵福万寺弟子〕
- 一三 憲 智了房隆光〔願成寺弟子〕
- 傳法灌頂開旦 享和二戌年九月廿八日
- 一三 憲 芳心房宥傳〔円徳寺弟子／關東産〕
- 一三 憲 寂本房快芳〔西明寺弟子〕
- 一三 憲 惠賢房心淨〔宝幢寺弟子〕

《二一ウ》

- 一三 憲 大蓮房即成〔焼山寺弟子〕
- 一三 憲 啓蓮房
- 同廿九日
- 一傳法〔安〕 寂道房彦雅〔等觀弟子〕
- 一許可〔安〕 網智尼
- 一受明〔安〕 妙惠尼
- 一受明〔安〕 全快房〔地福寺弟子／晩年〕
- 一受明〔安〕 義量尼〔妙照寺弟子〕

《二二才》

一受明〔安〕 慈法尼〔大聖寺弟子〕

傳法汀開旦 享和三亥年十月十八日

一傳法〔安〕 覺嚴房等眷〔浄土寺／弟子〕

一三—憲 教道房辨雄〔大坊弟子〕

一三—憲 寬順房〔山崎金勝寺／弟子〕

一三—地 覺道房〔山崎西法寺弟子〕

一受明〔安〕 顯光房大寂〔等觀弟子〕

一受明〔安〕 覺善房〔晚年〕

《二二ウ》

一受明〔安〕 妙範尼

一受明〔安〕 蓮貞尼〔照道尼弟子〕

傳法汀開旦 文化二丑年三月八日

一三—憲 義秀房〔阿川禪定寺／弟子〕

一三—憲 義隆房〔右同斷〕

一三—憲 善住房〔豫州〕

一三—地 良源房〔高瀬万福寺／弟子〕

一許可〔安〕 慈海尼〔三谷惠海弟子／則當寺弟子〕

《二三才》

一受明〔安〕 〔金界〕 妙範尼

一受明〔安〕 戒乘尼

一受明〔安〕 素白尼

傳法灌頂開旦 文化三寅十一月五日

一三—憲 龍心房瑞峯〔白竹西明寺／弟子〕

一三—憲 最心房勝惠〔西光寺／弟子〕

一三—憲 瑞本房秀現〔明王院／弟子〕

一三—憲 諦信房有盈〔西法寺／弟子〕

《二三ウ》

同六日

一三—憲 大俊房隆雄〔豫州大洲海藏寺／大研比丘弟子〕

一三—憲 宥深〔円徳寺／弟子〕

一三—憲

一許可〔安〕

一許可〔安〕

一受明

慈貞尼〔當寺弟子〕

妙圓尼〔當院弟子〕

智淨尼〔明王院弟子〕

《二四才》 〽 《二八才》 (空白)

《二八ウ》

三寶院憲深方傳授〔明和四丁亥年〕

第三重 宥靜〔神領村神宮寺住〕

第三重 義順房寂本〔上山歛善寺住〕

第三重 惠秀房宥照〔中嶋村神宮寺〕

第三重 堯尊房靈雄〔左右内村善長寺／住〕

第三重 圓鏡房快義〔佐野川内村青蓮／寺住〕

第三重 慶道房探清〔花園村成願寺住〕

《二九才》

三寶院憲深方一流〔明和七庚寅年〕

第三重 義什〔牛嶋村宝王院住〕

第三重 本省房英雄〔伊豫國今治城下／神供寺弟子〕

第三重 〔石井村徳藏寺〕

第三重 〔日銅村宝光寺住〕

第三重 三寶院憲深方一流〔安永八亥年二月廿二日木曜斗宿／四月十五日迄〕

第三重 義周房快賢〔川端村妙藥寺弟子〕

第三重 密道房哲賢〔奥野村觀音院住〕

第三重 瑞本房秀現〔明王院／弟子〕

第三重 諦信房有盈〔西法寺／弟子〕

第三重 龍心房瑞峯〔白竹西明寺／弟子〕

第三重 最心房勝惠〔西光寺／弟子〕

第三重 大俊房隆雄〔豫州大洲海藏寺／大研比丘弟子〕

第三重 宥深〔円徳寺／弟子〕

《二九ウ》

第三重 深良房普等〔和田村西福寺住〕

第三〔子正月廿七日〕

臨隨房普明

第三

密道房宥雅〔高島村宝幢寺／住〕

第三

智筭房快圓〔同村善福寺住〕

第三〔子正月廿七日〕

智光房真應〔神領村長満寺住／法龍弟子〕

第三〔同〕

來澄房快賢〔白竹西明寺住〕

第三〔同〕

天瑞房徳龍〔法龍弟子〕

第三〔同〕

本隆房宥道〔左右内村善長／寺〕

《三〇才》

第三〔同〕

實賢房仁瑞〔神領村神宮寺〕

第三〔同〕

深海房寛明〔上山明王寺〕

第三〔同〕

寛順房智靜〔鬼籠野村／神光寺〕

三宝院憲深方傳授〔天明四甲辰年正月廿五日始至／二月五日迄〕

第三〔同〕

皎瑩〔祖谷山安樂寺〕

第三〔同〕

快賢〔白竹西明寺〕

第三〔同〕

快嚴〔城之内里／浄土寺〕

第三〔同〕

隆範〔石井村地福寺〕

《三〇ウ》

第三〔同〕

宥詮〔觀音寺村觀音寺〕

第三〔同〕

〔日飼村宝光寺〕

第三〔同〕

性寂〔藤木寺義円房〕

第三〔同〕

隨門〔芝原村千藏寺〕

第三〔同〕

宥嵩〔青蓮寺／惠嚴房〕

第三〔同〕

普明〔山崎西法寺／白衆房〕

第三〔同〕

義仁〔別支山十樂寺〕

第三〔同〕

達賢〔山崎金勝寺〕

《三一才》

第三〔同〕

如道〔牛嶋村宝王院／即成房〕

第三〔同〕

宥清〔中嶋村神宮寺／本玄房〕

第三〔同〕

良道〔南嶋村東禪寺／聞全房〕

第三〔同〕

快雅〔高尾十樂寺／円順房〕

即應〔中嶋村市音寺／慈本房〕
曉範〔隨頂房〕
善應〔澄心房〕

《三一ウ》〔空白〕

〔以上〕

〔14函9〕「傳法灌頂開壇」

〔外題〕傳法灌頂開壇〔直書〕

〔内題〕〔ナシ〕

〔尾題〕〔ナシ〕

〔体裁・分量等〕

文政十一〔一八二八〕年写 二四・六×一七・二 二針

仮綴 界線ナシ 一頁四行 五丁 共紙表紙

〔本文〕漢文

〔奥書〕〔ナシ〕

〔墨書〕「文政十一戊子年二月六日七日」〔前表紙〕

《表紙》

文政十一〔一八二八〕年二月六日七日

傳法灌頂開壇

《一才》

六日三六金曜曜 七日三七土曜曜

憲

一傳法

一同モ

〔西光寺弟子／實名〕惠順字得忍

〔龍光寺弟子／實名〕快剛字義本

《一ウ》〔空白〕

《二才》

安一

一受明

〔明王寺弟子〕 實圓字法瑞

一四

〔同寺弟子〕 一空

一七

〔勸善寺弟子〕 宥鑑字慶應

一八

得心

《二ウ》

一三

〔地藏院資〕 寂咩字龍弘

一四

〔田德寺弟子〕 憲雄字寬雅

一五

〔西福寺資〕 等雄字靈瑞

一六

〔浄土寺資〕 乘海字亮淳

一七

受明八人

《三オ》

七日

一八

〔田中〕 依心

一九

〔高雄〕 大光

二〇

〔日開邑代打智觀〕 於文童女

二一

〔〕 妙淳

《三ウ》

二二

〔〕 慈觀

〔東光寺弟子〕 惠仁〔慈光〕

《四オ》

一許可

〔讃州〕 義光字淨心

一安

〔土成〕 妙幢尼

一憲

〔〕 妙祐尼

一慈光

《四ウ》〔空白〕

《五オ》

中院

《中一流／長善寺資》宥貞蓮瑞

〔以上〕

〔14函13〕〔誓狀〕

〔外題〕 誓狀一 (直書)

〔内題〕 誓狀

〔尾題〕 (ナシ)

〔体裁・法量等〕

文政十(一八二七)年写 二八・一×二〇・四糎 四針
仮綴 界線ナシ 一頁七行 九丁 共紙表紙

《表紙》

誓狀 一

《一オ》

誓狀

- 一 自今已後三密瑜伽ノ觀行儀軌務^メ守^テ本戒^ヲ不^レ存^ニ粗略^ヲ亦不^レ應^レ違^ニ于^ニ教理^ニ
- 一 所^ニ受得^ル之^ノ密法^ノ經軌^等若^シ不^レ得^ハ堪紹^ノ之^ノ器^ニ則^ニ壽盡^ノ之後^ニ須^レ使^レ送^ニ還^ニ其^ノ經本^等于^ニ本^ノ

《二ウ》

- 受法之寺院不^ニ敢^テ遲滯^ニ不^レ應^レ使^レ有^ニ遺漏^ニ
- 一 所^ニ受得^ル之^ノ密經儀軌並法則秘訣等自^レ非^ニ已^ニ受^ニ之人^ニ則不^レ可^レ借^レ之^ノ亦後^ニ不^レ應^レ附^メ割闕^ニ
- 氏^ニ而使^レ印^ニ行^レ之^ノ縱使^ヒ雖^ニ展轉^ス亦不^レ出^レ之

《二オ》

- 一 自^レ非^ニ出家^ノ之人^ニ則不^レ應^ニ輒^ク授^ク持明灌頂^ヲ並不^レ可^ク為^ニ名^ニ利^ノ授^中密法^ヲ于人^上
- 一 若^シ有^下求^レ受^ニ密軌秘印^ノ之^ノ者^上則必^ス須^ク先^ツ觀^中其^ノ器^ノ不可^レ信心^ニ
- 有^無縱^ヒ雖^ニ法器^{ナリト}若^シ見^レ應^レ傳^ニ付^ス非^ニ機^ニ則亦不^レ可^レ授^レ之

《二ウ》

- 一 若^シ有^シ信^ノ俗人^ノ求^レ受^ニ密印^ヲ者則豫^メ使^ニ潔齋^シ誦^レ呪^ヲ而後授^ヨ
- レ^ノ之^ノ於^テ其^ノ二^ニ密供養^ノ儀則^ニ俗人^{堅ク}禁^レ之
- 一 縱^ヒ雖^ニ堪能^之器^{ナリト}未^レ遍^ニ學^諸

尊ノ瑜伽^ノ之前^ハ不^レ須^レ學^ニ其^ノ阿遮梨灌頂^ヲ若^シ具^シ大信解^ヲ

《三オ》

超^レ群^ニ邁^レタル^ノ類^ニ之人^{ナラハ}則未^ニ悉^ク學^ニ諸尊^ヲ亦應^レ授^ニ師位^ヲ

- 右條^ニ堅^ク守^ニ教命^ヲ不^ニ敢^テ違^ニ
- 犯^ニ若^シ乖^テ斯旨^ヲ存^ニ自由^ノ者^ニ兩部^ノ曼荼^諸尊聖衆^外金剛^部護法^{八部}總^メ則^ニ十方

《三ウ》

- 三界ノ天衆地類殊^ニハ乃^テ日^本大小ノ神祇速^ニ罰^メ我身^ヲ
- 現^ニ受^ケ百災^ヲ當^ニ生^ニ八難^ニ生^ニ恒^ニ受^ケ三惡^ノ劇苦^ヲ世^々
- 常^ニ阻^ニ三寶^ノ之^ノ良緣^ヲ所^レ誓^フ如^レ右^ノ以^レテ^ス狀

《四オ》

定

密部經儀軌等傳授之希望有^レ之^ノ人^其由^テ於^テ告^ケ來^ル之^ノ先^ツ堅^ニ定^メ其^ノ始^中終^不可^レ自^ニ恣^ニ進^退之^ノ約^ヲ然後^ニ可^レ記^ス其^ノ名^字於^テ此^ノ一冊^子往^年授^ニ于^ニ經軌^ノ之^ノ時^有中^久不^レ出^謂之

《四ウ》

悉^ク受^ケテ^リト^ノ之人^上密藏^ノ貴^ニ於^テ師授^ヲ如^レ此^ノ濫^受予^カ之^ノ所^レ不^レ肯^也故^ニ書^ス〔若有^ニ異緣^ノ不可^レ避^必告知^之而進退^席耳〕

元禄十一戊寅年中秋望日

妙極老僧

本師教命既_ニ如_レ斯不_レ可_レ三敢_テ

《五才》

存_ニ自由_ヲ是_レ併_ラ正法久住ノ嘉

謀也豈忽_{セシヤ}之哉各_ク受法之大

德等宜_ク知_テ守_ニ此_ヲ教誡者也

文政八_乙酉年五月十八日

苾芻默雅欽白

《五ウ》(空白)

《六才》

一〔勝浦郡飯谷邑洞友菴〕

一〔板野郡中邑能滿寺〕

一〔同郡高房邑圓通寺〕

一〔名西郡石井邑円徳寺〕

宥雄鏤瑞

彦雅寂道

百光密藏

宥深憲道

《六ウ》

一〔名東郡和田村西福寺〕

(二行空白)

一〔名東郡藏本邑地福寺〕

快雄寛雄

達道禪明

《七才》

一〔麻植郡山崎邑金勝寺〕

一〔名東郡府中邑大坊資〕

一〔能州風至郡道下邑宝泉寺資〕

一〔當山資〕

快照義貫

等鎧良禪

龍護大衛

寶盤円海

《七ウ》

一〔當山資〕 普應法城

一〔當山資〕 素光良觀

《八才》

一〔勝浦郡八多村長樂寺〕

一〔同郡小松嶋浦樂師寺〕

快明寛龍

寛默智純

一〔同郡大谷邑地藏院〕

一〔同郡方上邑樂邦庵〕

一〔同郡大松邑持福寺〕

一〔同郡日開野邑圓福寺〕

宥玄諦了

俊應觀瑞

龍照密賢

常寂皎堂

《八ウ》(空白)

《九才》

文政第十亥歲七月廿八日於_ニ阿國太

瀧嶽光明院道場_ニ三寶院憲_一方

傳授始_レ之授者父名如左

一〔同郡赤池村西光寺〕

一〔同郡太龍嶽悉地院〕

梁戒宜諦(花押)

觀隆諄性

《九ウ》

一〔同郡立善寺村隆善寺資〕

一〔同郡太龍嶽明星院〕

一〔同嶽壽生院〕

一〔同嶽悉地院資〕

賢俊心亮(花押)

澄意達門

惠賀惠皎

耕雲覺明

(以上)

《東明山童学寺所藏灌頂記錄四種 翻刻本文(終)》

A Study on the Learning and Transmission at *Tomeizan Dogaku-ji* in the Early Modern Period: Focusing on the Abbots from the First Generation of Revival *Tanrei* to the Seventh Generation *Mokuga*

HARA Takuji

In the early modern period, *Dogaku-ji* Temple of *Tomeizan* was one of the academic temples where scholarly monks, such as *Jakunyo*, who later founded *Shokoan* in Naruto, and *Mokuga*, who also served as the ninth abbot of *Shokoan*, resided. It can be inferred that the temple held a significant position for monks of the Shingon sect in the region, especially in academic pursuits such as inheriting various denominations within the Shingon sect and transcribing scriptures that recorded teachings and rituals specific to each denomination. This paper offers an interim report on the ongoing comprehensive survey of the documents in possession of *Dogaku-ji*. Centering on the literature gathered from the first to the 27th volumes of the concluded investigations, this study provides an overview of the learning and transmission activities of the abbots from the First Revival Generation *Tanrei* to the sixth generation, *Mokuga*. Furthermore, the appendix reprints invaluable initiation records for understanding the transmission realities from the third generation *Inko* to the seventh generation *Mokuga*, namely *Kanjō-jusha Meibo*, *Denpō Kanjō Kaidan Nikki*, *Denpō Kanjō Kaidan*, and *Seijō*.